

# 第2期 柴田町 子どもの未来応援プラン

子どもの貧困対策整備計画

【令和5年度～令和9年度】

～みんなで育てよう きらりと光るしばたの子～



令和5年3月

柴田町

## はじめに



柴田町では、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画期間とした「柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、子どもたちが自分の可能性を開花させ、未来を切り拓いていける力を培っていけるよう、各施策を推進してまいりました。

しかし、支援を必要とする子どもや家庭が取り巻く環境は、核家族化や加速する少子化などによって地域のつながりが希薄になり、社会から孤立しやすい状況となっています。

また、令和元年度国民生活基礎調査の概況では、子どもの貧困率は 13.5%で、約 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあると示され、子どもやその世帯が経済的な困難を背景に、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にもなっています。

そこで、本町では「第 2 期 柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、第 1 期の基本目標や基本的な考え方を継承しながら新たな課題に取り組みます。さらに、困難を抱える子どもたちやその家庭が必要な支援に結びつくよう、地域や関係機関と連携しながら各種施策を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様及びヒアリング調査にご協力いただいた関係機関・団体の皆様並びに貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

柴田町長 滝口 茂



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・目的 .....	1
2 国・県の動向 .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 策定体制.....	4
<b>第2章 本町の子どもを取り巻く現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみた本町の現状.....	5
2 子どもの生活に関するアンケート調査からみた現状 .....	11
3 関係機関等ヒアリング調査からみた現状.....	26
4 取り組みの進捗状況 .....	29
5 調査結果等からみた主な課題 .....	34
<b>第3章 本計画の基本理念・施策体系</b> .....	<b>35</b>
1 基本理念.....	35
2 施策体系.....	36
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>37</b>
1 子どもの教育・学習支援 .....	37
2 子育て家庭への生活支援.....	40
3 保護者等への就労支援 .....	44
4 子育て家庭への経済的支援 .....	46
5 子育て家庭の支援体制の強化 .....	48
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>50</b>
1 計画の周知 .....	50
2 計画の推進体制 .....	50
3 計画の進捗管理 .....	50

<b>資料編</b> .....	<b>51</b>
1 計画策定の経過.....	51
2 柴田町子ども・子育て会議条例.....	52

# 第1章 計画の策定にあたって

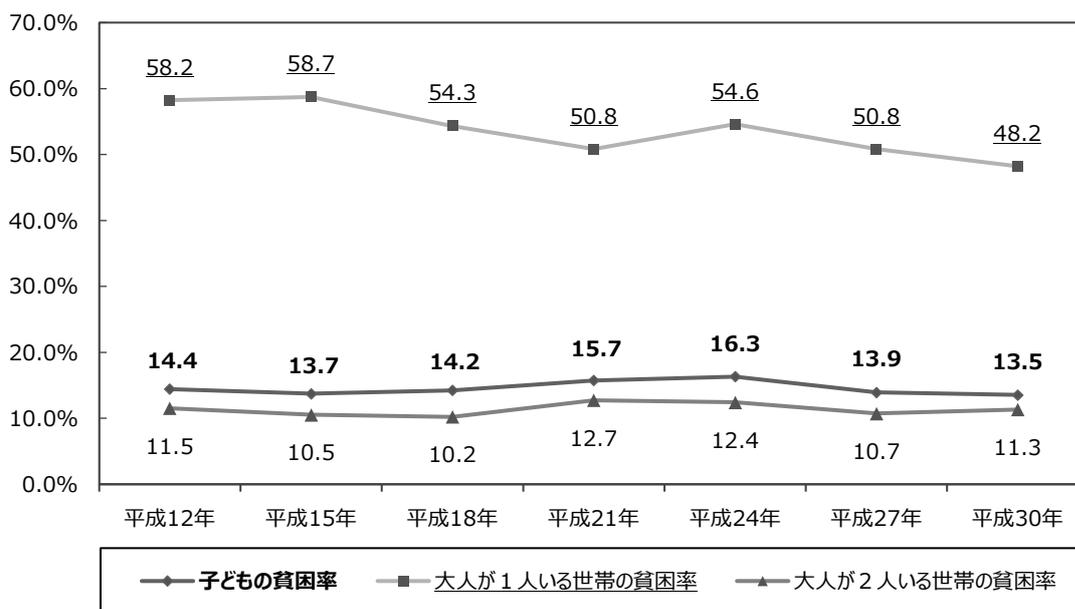
## 1 計画策定の背景・目的

厚生労働省が平成30年に実施した国民生活基礎調査では、「子どもの貧困率」が13.5%となっており、子どもの約7人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。なかでも、ひとり親世帯の貧困率は48.2%と約半数となっています。

また、子どもたちの様々な教育や体験の機会が阻まれることにより、将来的に自らも貧困に陥りやすいとされる「貧困の連鎖」も大きな課題となっています。さらに、「子どもの貧困」は子育て・教育・福祉・健康・就労等の課題が複合的に絡み合っている場合が多く、複数の関係機関と分野横断的に連携しながら取り組みを進めることが重要です。

こうした状況を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、本町の子どもへの貧困対策を総合的に推進するため、「第2期 柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」を策定します。

### ◆子どもの貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

### 【子どもの貧困率とは】

- ・子どもの貧困率とは、「子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合」を指します。
- ・等価可処分所得とは、「世帯の年間可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員で調整したもの」を指します。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは、世帯人員が多くなるにつれて割安になる傾向があるため、調整を行います。
- ・貧困線とは、「等価可処分所得の中央値の半分の額」を指します。平成15年以降、120万円～130万円程度で推移しています。

### ◆貧困線の推移

	H15	H18	H21	H24	H27	H30
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

## 2 国・県の動向

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行から5年が経過し、令和元年6月に改正法が公布され、同年9月に施行されました。貧困状況の子どもや保護者らの意見を反映させることを明記するとともに、「ひとり親家庭の貧困率」と「生活保護世帯の子どもの大学進学率」の2つの指標と改善策を子供の貧困対策に関する大綱に記すよう求めました。

これを受け、同年11月に大綱も見直され、「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する」等の基本的方針と、「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標がそれぞれ追加され、指標の改善に向けた4つの重点施策が引き続き示されています。

宮城県においては、平成28年に策定した「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業や子ども食堂、フードバンク等の取り組みを進めているものの、依然として支援を必要とする子どもやその家庭は多く、社会経済情勢の変化や地域課題に対応するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする新たな「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定しています。

### 【改正法の主なポイント】

- 目的の充実として、以下の事項を明記
  - ・子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策であること
  - ・貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること
- 基本理念の充実として、以下の事項を明記
  - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ・貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

### 【大綱における指標改善に向けた主な重点施策】

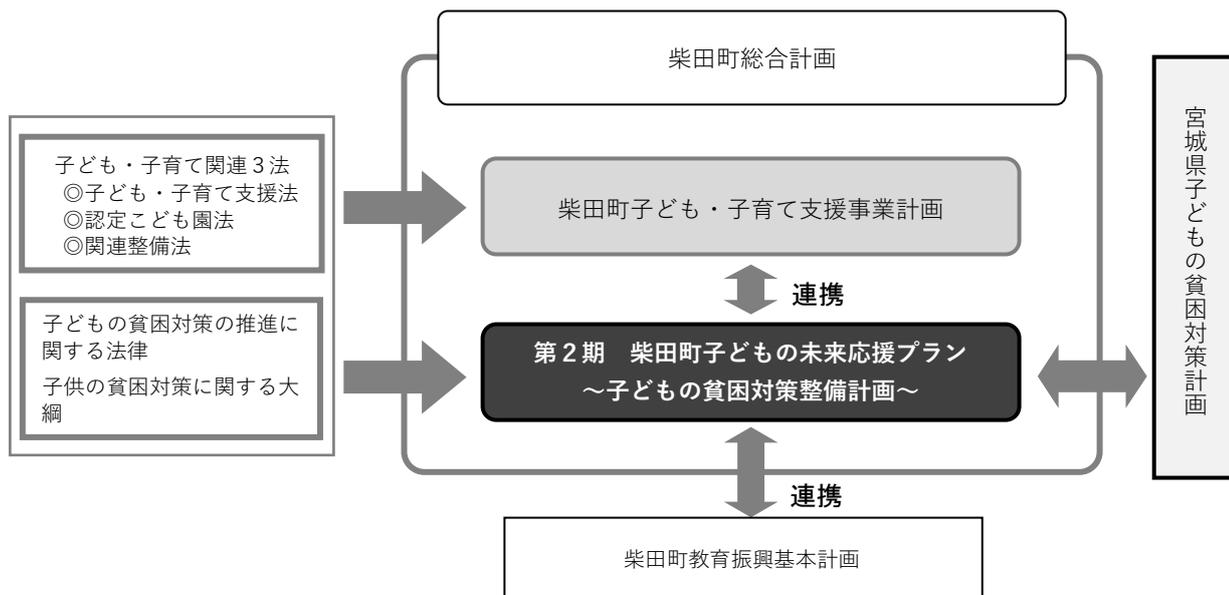
- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
  - 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
  - 子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援
  - 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
- ひとり親への就労支援
  - 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業）等の両立支援
- 児童扶養手当制度の着実な実施
  - 支払回数を年3回から6回に見直し
- 養育費の確保の推進
  - 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえるものです。

また、本町のまちづくりの基本である「柴田町総合計画」を上位計画として、「柴田町子ども・子育て支援事業計画」や「柴田町教育振興基本計画」等の関連する計画との整合性を図ります。

#### ◆本計画の位置づけ



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

また、各年度の進捗状況・評価等の進行管理を行いながら、計画最終年度である令和9年度には、施策項目の再整理や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<b>第2期 柴田町子どもの未来応援プラン~子どもの貧困対策整備計画~</b>				
				見直し

## 5 策定体制

### (1) 各種実態調査

計画策定に先立ち、本町の子どもを取り巻く実態等を把握するため、子どもの生活に関するアンケート調査及び関係機関等ヒアリング調査を実施しました。

#### ◆子どもの生活に関するアンケート調査の概要

調査対象者	①柴田町内の幼稚園・保育所等の年中児（4歳児）及び柴田町立小学校1年生・5年生・中学校2年生（西住地区の大河原中学校生を含む）のお子さんがいる保護者 ②柴田町内にお住まいの小学校5年生・中学校2年生（西住地区の大河原中学校生を含む）・高校2年生の児童・生徒
調査期間	令和4年8月29日～9月20日
調査方法	①保護者アンケート ・年中児（4歳児）及び柴田町立小学校1年生と5年生、中学校2年生（西住地区の大河原中学校生を除く）のお子さんがいる保護者は、施設・学校を通じた配布、保護者本人の郵送による回収 ・大河原中学校2年生のお子さんがある西住地区の保護者は、郵送による配布・回収 ②児童・生徒アンケート ・柴田町立小学校5年生、中学校2年生（西住地区の大河原中学校生を除く）の児童・生徒は学校を通じた配布・回収 ・西住地区に住む大河原中学校2年生、高校2年生の生徒は郵送による配布・回収
回収結果	①保護者アンケート 配布数：1,300件 回収数：641件 回収率：49.3% ②児童・生徒アンケート 配布数：1,000件 回収数：661件 回収率：66.1%

#### ◆関係機関等アンケート調査の概要

調査対象	社会福祉関係、就労支援関係、支援を行う団体（NPO）関係
調査時期	令和4年9月13日～11月30日
調査件数	9件

### (2) 「柴田町子ども・子育て会議」等での検討

本計画の策定にあたっては、広く住民等から意見を聴取するために、住民や関係機関・団体等で組織された「柴田町子ども・子育て会議」において計画案の検討を行うとともに、庁内の関係課において、意見交換及び協議を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

広く住民等から意見を聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

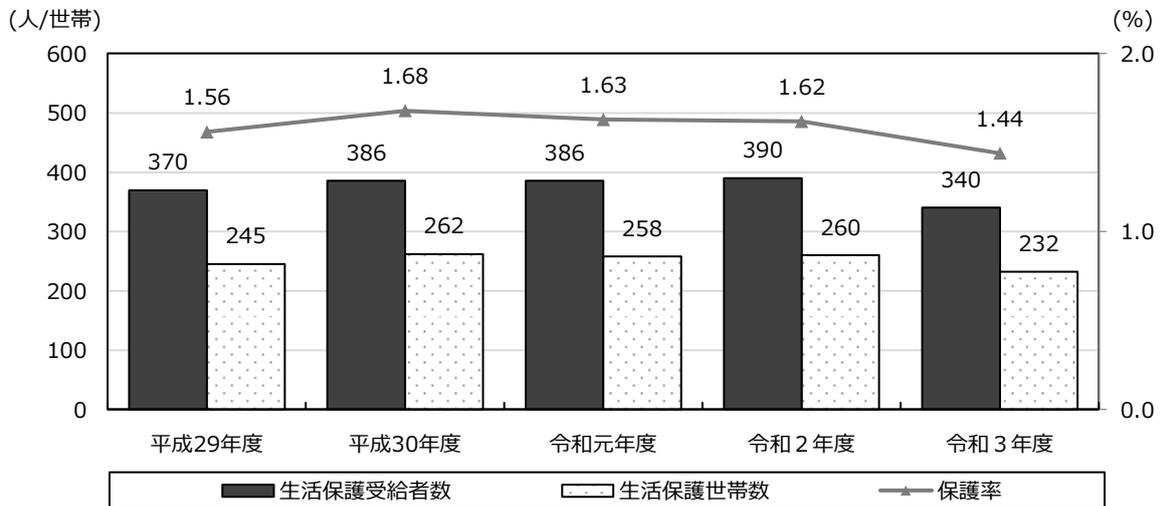
## 第2章 本町の子どもを取り巻く現状と課題

### 1 統計データからみた本町の現状

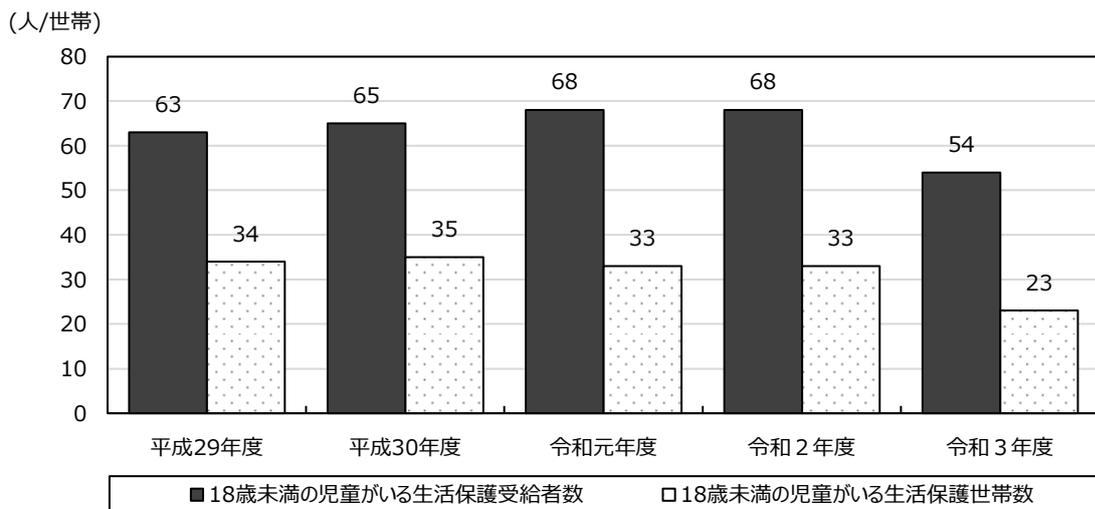
#### (1) 生活保護の状況

生活保護の状況については、受給者数及び受給世帯数ともにほぼ横ばいとなっていたものの、令和3年度には受給者数が340人、世帯数が232世帯、保護率<sup>1</sup>が1.44%とやや減少しています。そのうち、18歳未満の生活保護受給者・受給世帯の状況については、全体と同様にほぼ横ばいだったものの、令和3年度に54人・23世帯と減少しています。

#### ◆生活保護受給者数・世帯数等の推移（各年度3月31日現在）



#### ◆18歳未満の生活保護受給者数・世帯数の推移（各年度3月31日現在）



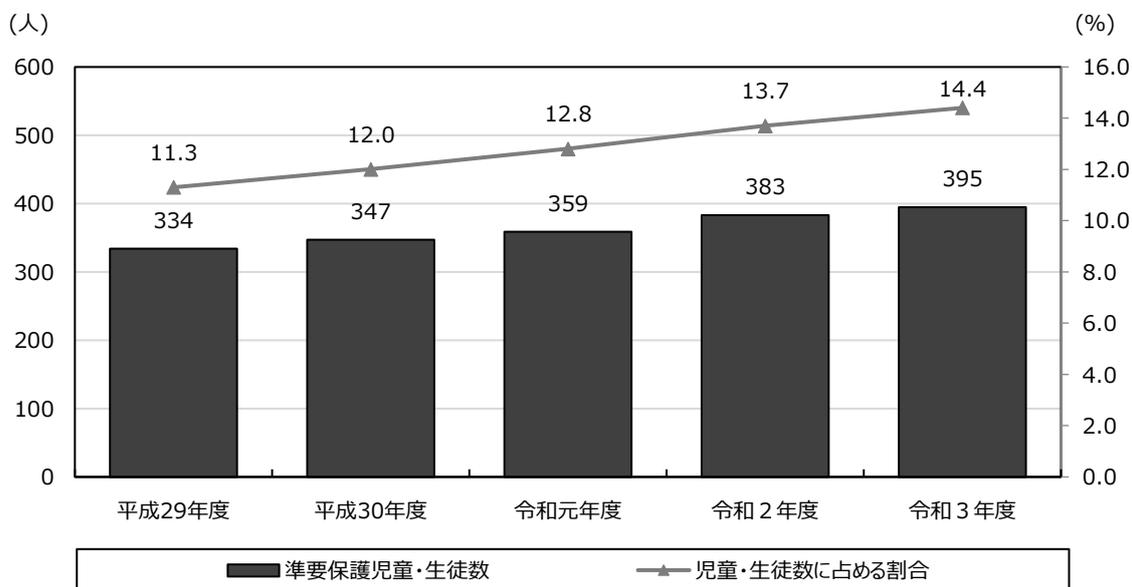
資料：福祉課

<sup>1</sup> 保護率：全世帯に占める生活保護世帯の割合

## (2) 就学援助の状況

就学援助の状況については、準要保護児童・生徒数及び児童・生徒数に占める割合ともに年々増加・上昇しており、令和3年度には準要保護児童・生徒数が395人、児童・生徒数に占める割合が14.4%となっています。

### ◆準要保護児童・生徒数の推移（各年度3月31日現在）

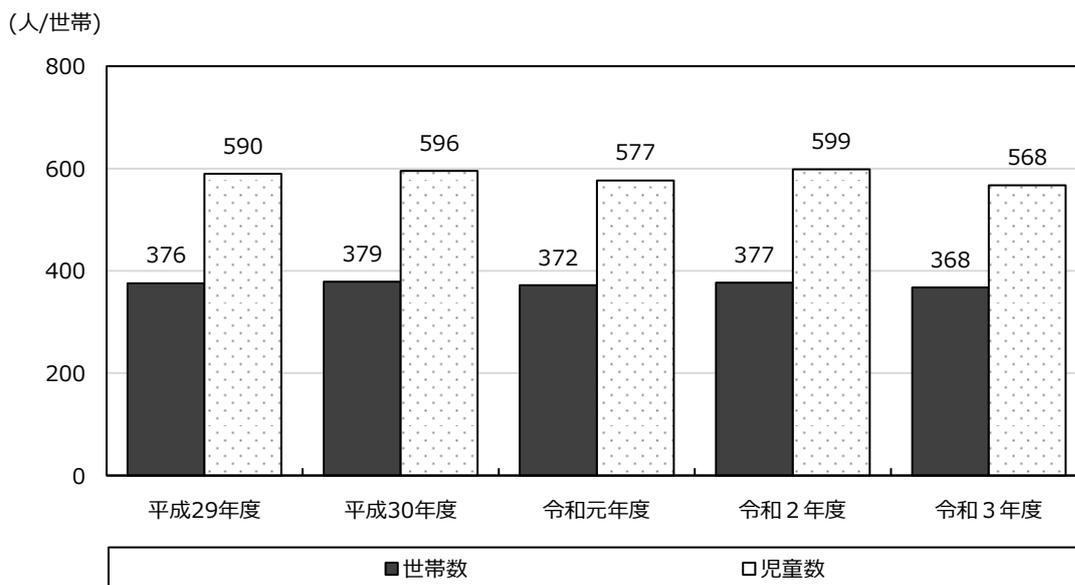


資料：教育総務課

## (3) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当受給世帯の状況については、受給世帯数と児童数ともにほぼ横ばいとなっており、令和3年度は世帯数が368世帯、児童数が568人となっています。

### ◆児童扶養手当受給世帯数・児童数の推移（各年度3月31日現在）



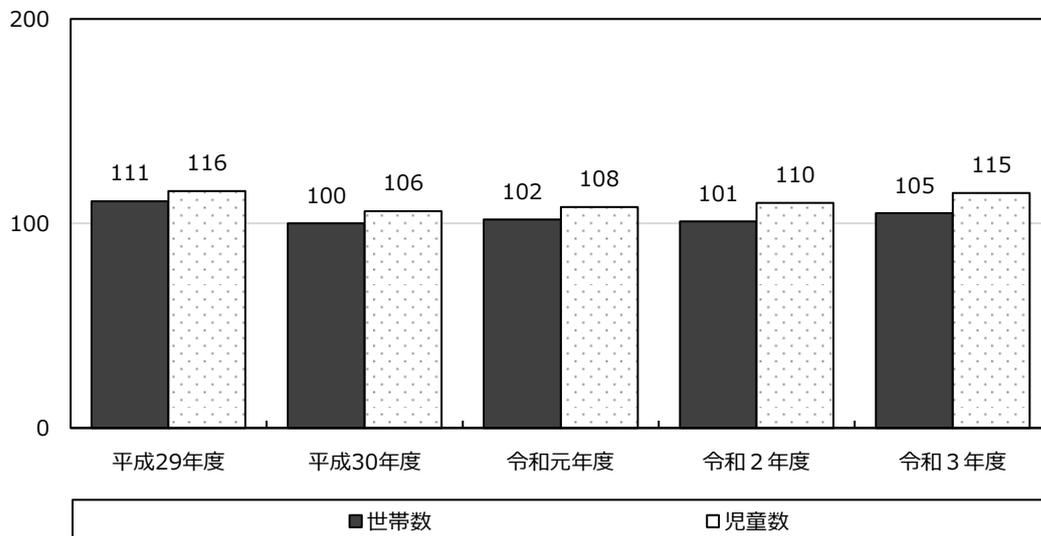
資料：子ども家庭課

## (4) 特別児童扶養手当受給世帯の状況

特別児童扶養手当受給世帯の状況については、世帯数はほぼ横ばい、児童数は平成30年度以降増加しており、令和3年度には世帯数が105世帯、児童数が115人となっています。

### ◆特別扶養手当受給世帯数・児童数の推移（各年度3月31日現在）

(人/世帯)



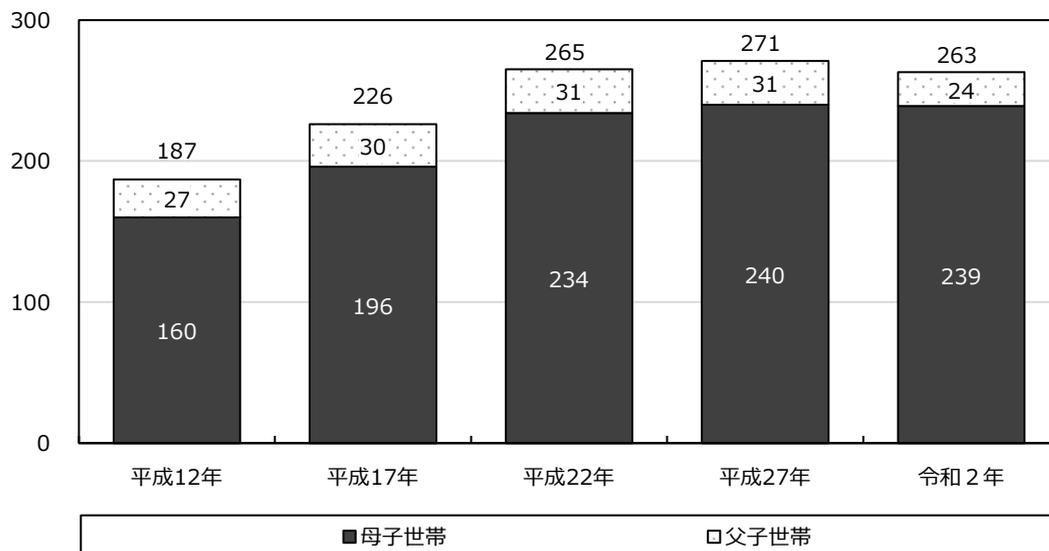
資料：子ども家庭課

## (5) 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯の状況については、平成27年まで増加していたものの、令和2年には減少しています。内訳については、母子世帯では平成22年まで増加していたものの、平成27年以降はほぼ横ばいとなっています。一方父子世帯では、平成27年までは30世帯前後でほぼ横ばいとなっていました、令和2年に24世帯まで減少しています。

### ◆母子・父子世帯数の推移

(世帯)

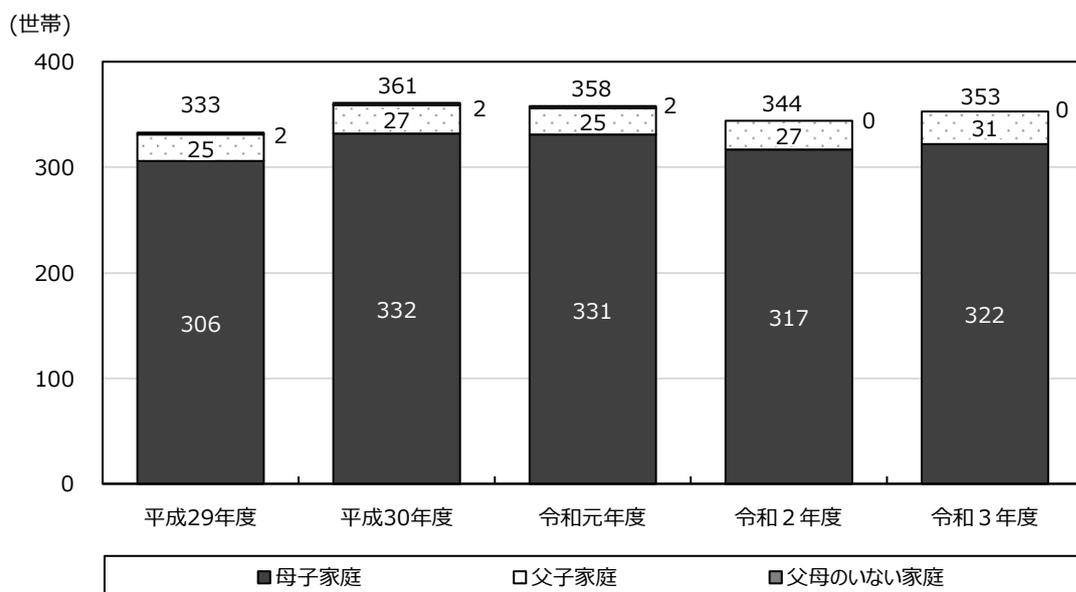


資料：国勢調査

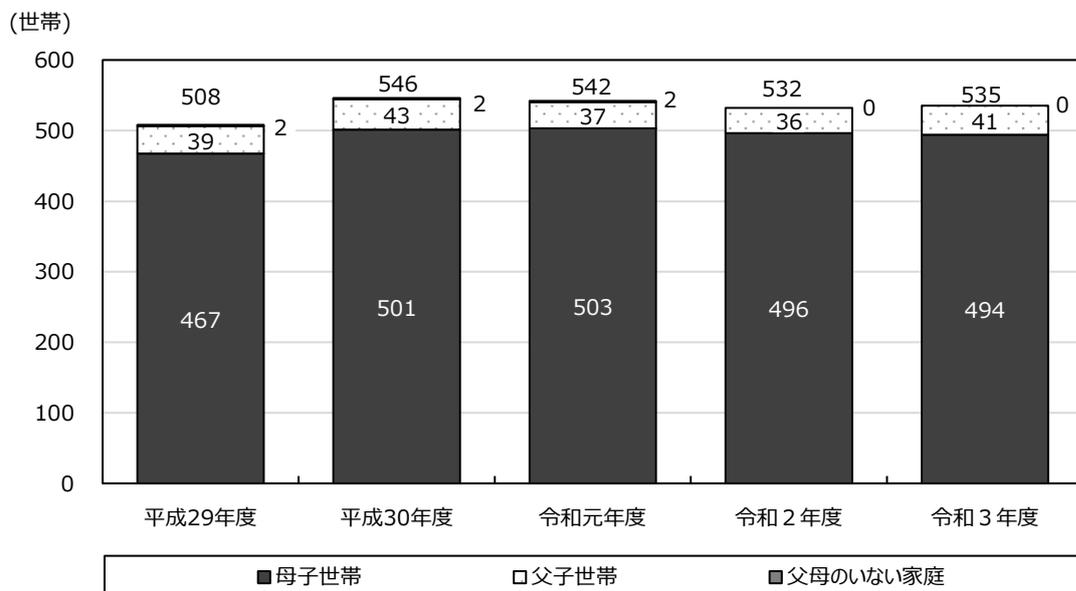
## (6) 母子・父子家庭医療費助成世帯の状況

母子・父子家庭医療費助成世帯の状況については350世帯で推移しており、令和3年度には母子世帯で322世帯、父子世帯で31世帯となっています。また、児童数についても平成30年度以降ほぼ横ばいとなっており、令和3年度には母子世帯で494人、父子世帯で41人となっています。

### ◆母子・父子家庭医療費助成世帯数の推移（各年度3月31日現在）



### ◆母子・父子家庭医療費助成世帯の児童数の推移（各年度4月1日現在）



資料：子ども家庭課

## (7) スクールソーシャルワーカーの配置及び相談の状況

スクールソーシャルワーカーの配置については、平成30年度と令和元年度に1名ずつ配置し、令和3年度は3名となっており、町内の全ての小中学校に対応しています。

また、相談状況について令和3年度には、「不登校」や「発達障害」、「精神的・経済的不安を抱える保護者の対応」等、37件への支援を行っています。

### ◆スクールソーシャルワーカー配置の推移（各年度3月31日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	1人	2人	3人	3人	3人

### ◆スクールソーシャルワーカーに対する相談状況（令和3年度）

支援総件数	37件
主な支援内容	不登校、発達障害の子どもへの対応、精神的・経済的不安を抱える保護者への対応、関係機関との連携

資料：教育総務課

## (8) スクールカウンセラーの配置及び相談の状況

スクールカウンセラーの配置については、8～9名を配置しています。

また、相談状況について、5年前と比べると「保護者」は小・中学校ともに減少しているものの、「児童・生徒」は増加しており、不登校にはならないものの、学校を休みがちになってしまう「学校不適応」のケースが多くなっていることがうかがえます。

### ◆スクールカウンセラー配置の推移（各年度4月1日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置人数	8人	9人	8人	9人	8人

### ◆スクールカウンセラーに対する相談状況（令和3年度）

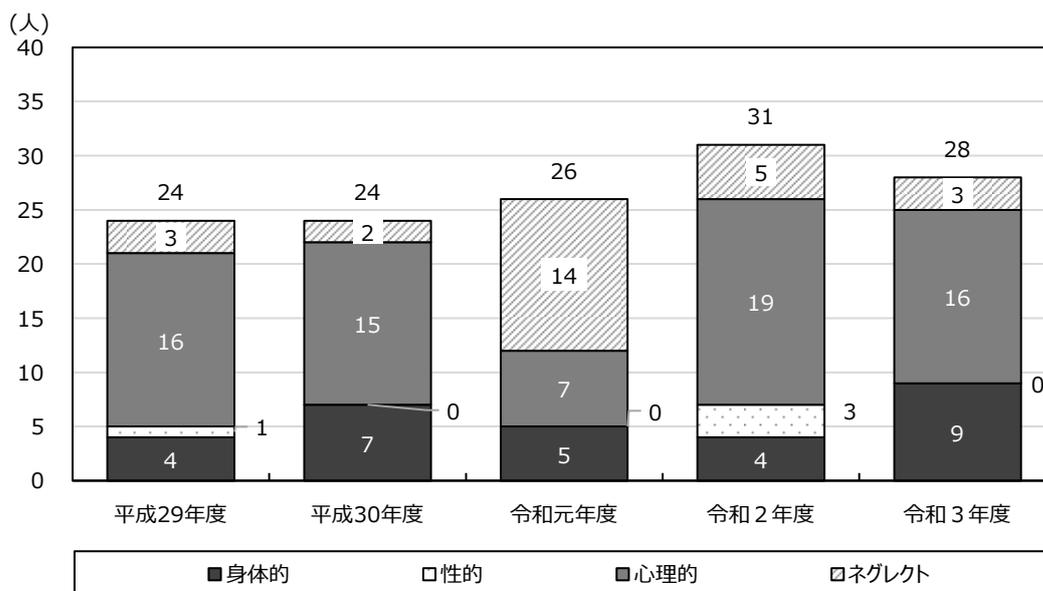
学校区分	相談者	相談人数	相談件数	上位1位	上位2位	上位3位
町内小学校	児童・生徒	165人	163件	学校生活	学校不適応	人間・友人関係
	教員	226人	226件	学校生活	生徒対応	発達障害
	保護者	86人	86件	家族関係・子の養育	学校生活	学校不適応
町内中学校	児童・生徒	181人	183件	学校不適応	学校生活	人間・友人関係
	教員	63人	63件	学校生活	学校不適応	生徒対応
	保護者	118人	116件	家族関係・子の養育	学校不適応	不登校

資料：教育総務課 ※相談件数は複数人での相談の場合は1件としてカウント

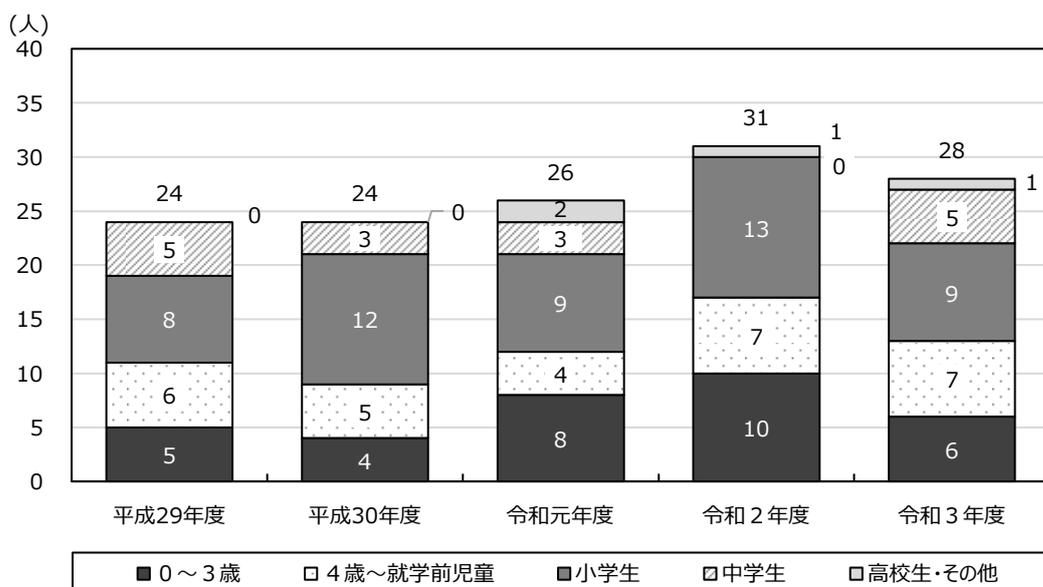
## (9) 児童虐待の状況

児童虐待の状況については、令和元年度以降増加傾向にあり、令和3年度は28件となっています。虐待種別の内訳については、令和元年度を除き「心理的」虐待が毎年度で15件以上と最も多く、令和元年度は「ネグレクト（育児放棄）」が14件と最も多くなっています。また年齢別内訳については、毎年度「小学生」が10人前後で最も多く、次いで「0～3歳」「4歳～就学前児童」となっています。

### ◆虐待種別の推移



### ◆年齢別の推移



資料：市町村児童家庭相談援助指針統計報告

## 2 子どもの生活に関するアンケート調査からみた現状

### (1) 分析の方法について

本調査においては、調査票における世帯人数と可処分所得（手取り収入）の回答結果を基に、厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」による算出方法（下表の区分）を用いて、「生活困難層」と「非生活困難層」を抽出し、分析しました。

なお、この調査結果は今回の調査方法による限られた回答から算出したものであり、本町全ての状況ではない点に注意が必要です。

また、本調査では、世帯人数と可処分所得（手取り収入）の回答結果のみで生活困難層と非生活困難層を区分しており、生活困難層にあてはまる世帯全てが、実際の生活に困難を抱えていると断定するものではありません。

#### ◆世帯人数ごと可処分所得による区分

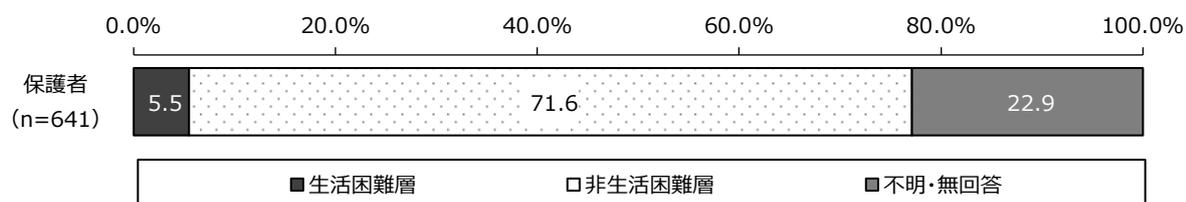
世帯人数	国の貧困線の基準	世帯人数	生活困難層	非生活困難層
2人世帯	173万円	2人世帯	175万円未満	175万円以上
3人世帯	212万円	3人世帯	210万円未満	210万円以上
4人世帯	245万円	4人世帯	245万円未満	245万円以上
5人世帯	274万円	5人世帯	275万円未満	275万円以上
6人世帯	300万円	6人世帯	300万円未満	300万円以上
7人世帯	324万円	7人世帯	325万円未満	325万円以上
8人世帯	346万円	8人世帯	345万円未満	345万円以上
9人以上世帯	367万円	9人以上世帯	365万円未満	365万円以上

### (2) 調査結果（一部抜粋）

#### (1) 世帯の状況・暮らしについて

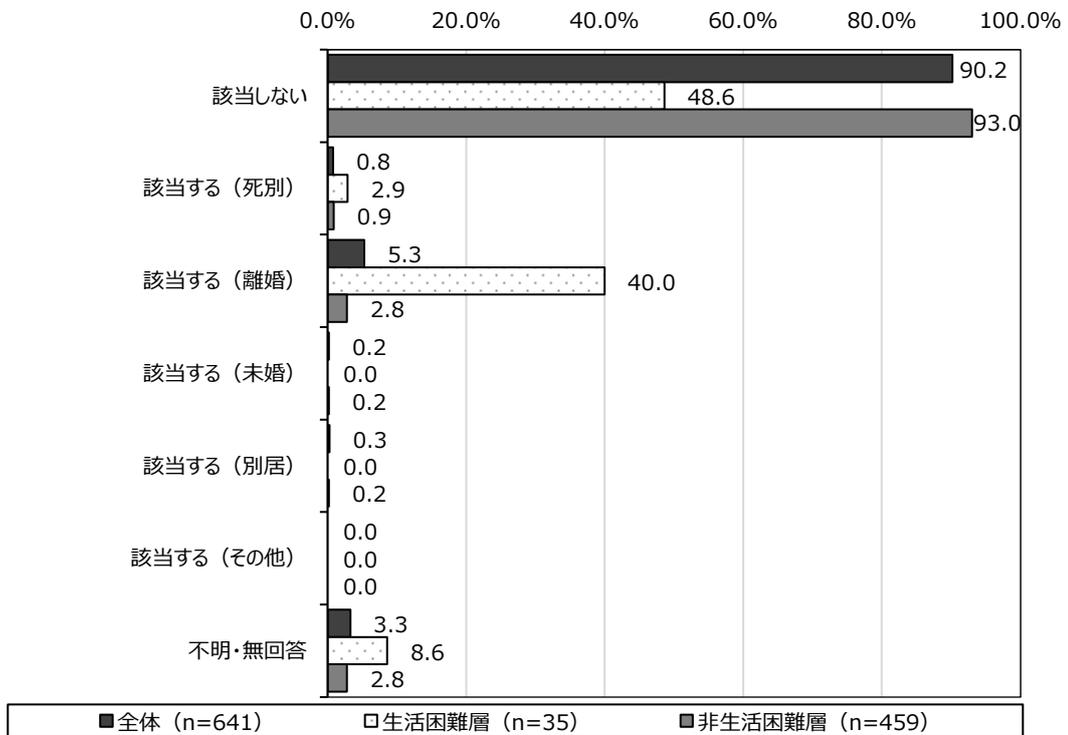
今回の調査では生活困難層が5.5%、非生活困難層が71.6%となっています。

#### ◆生活困難層の割合【保護者アンケート】

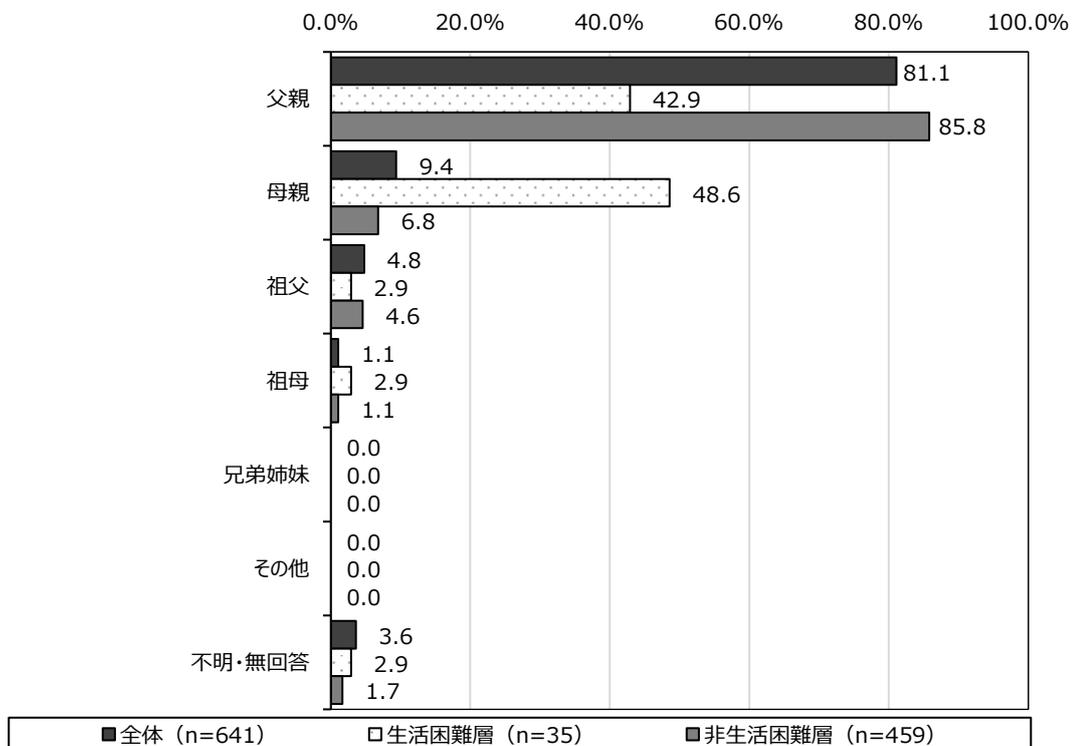


ひとり親世帯に該当する割合は、生活困難層が42.9%、非生活困難層が4.1%となっています。  
世帯主については、生活困難層では「母親」が48.6%と最も多く、次いで「父親」が42.9%となっています。

◆ひとり親世帯の割合【保護者アンケート】



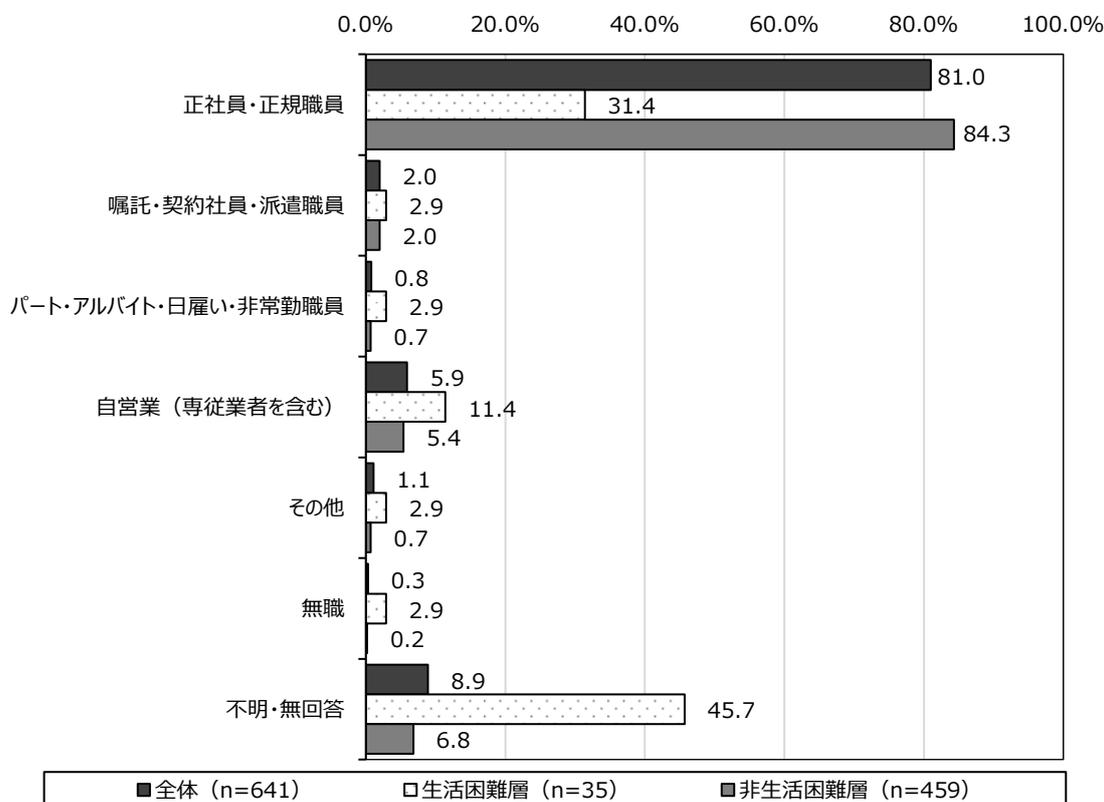
◆世帯主の状況【保護者アンケート】



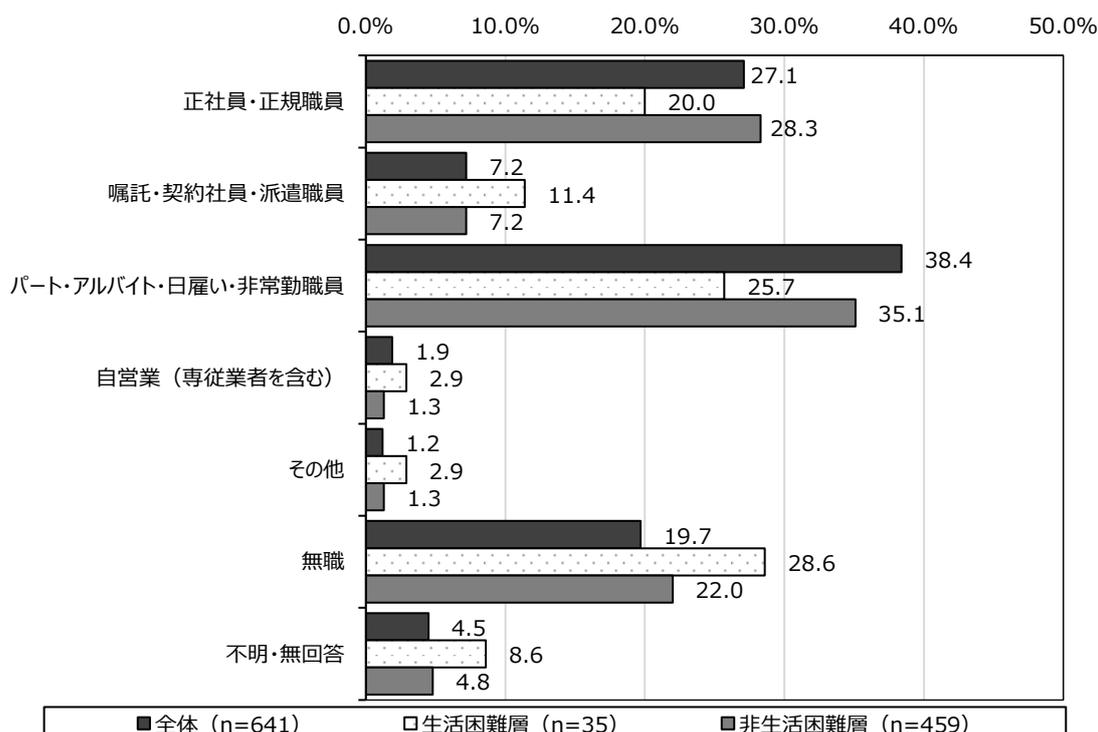
父親の就業形態については、生活困難層では「正社員・正規職員」が31.4%と最も多いものの、非生活困難層と比べると、約53ポイント少なくなっています。また、生活困難層では「自営業（専従業者を含む）」が11.4%と非生活困難層と比べて多くなっています。

一方、母親の就業形態については、生活困難層では「無職」と「嘱託・契約社員・派遣職員」が非生活困難層と比べて約5ポイント前後多くなっています。

◆父親の就業形態【保護者アンケート】

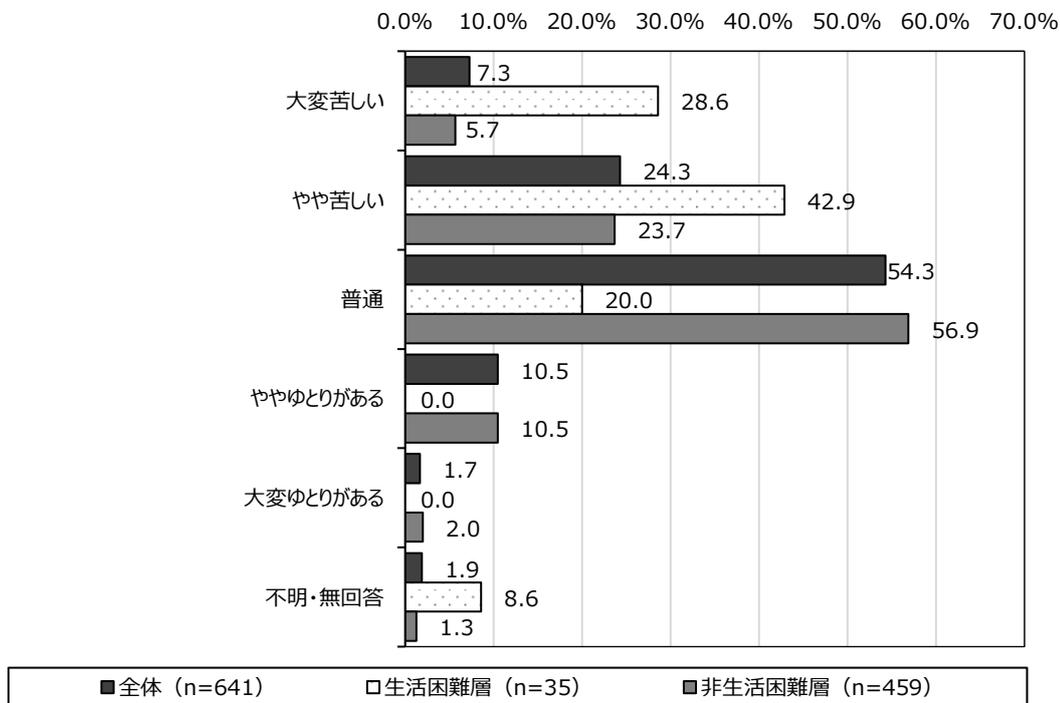


◆母親の就業形態【保護者アンケート】

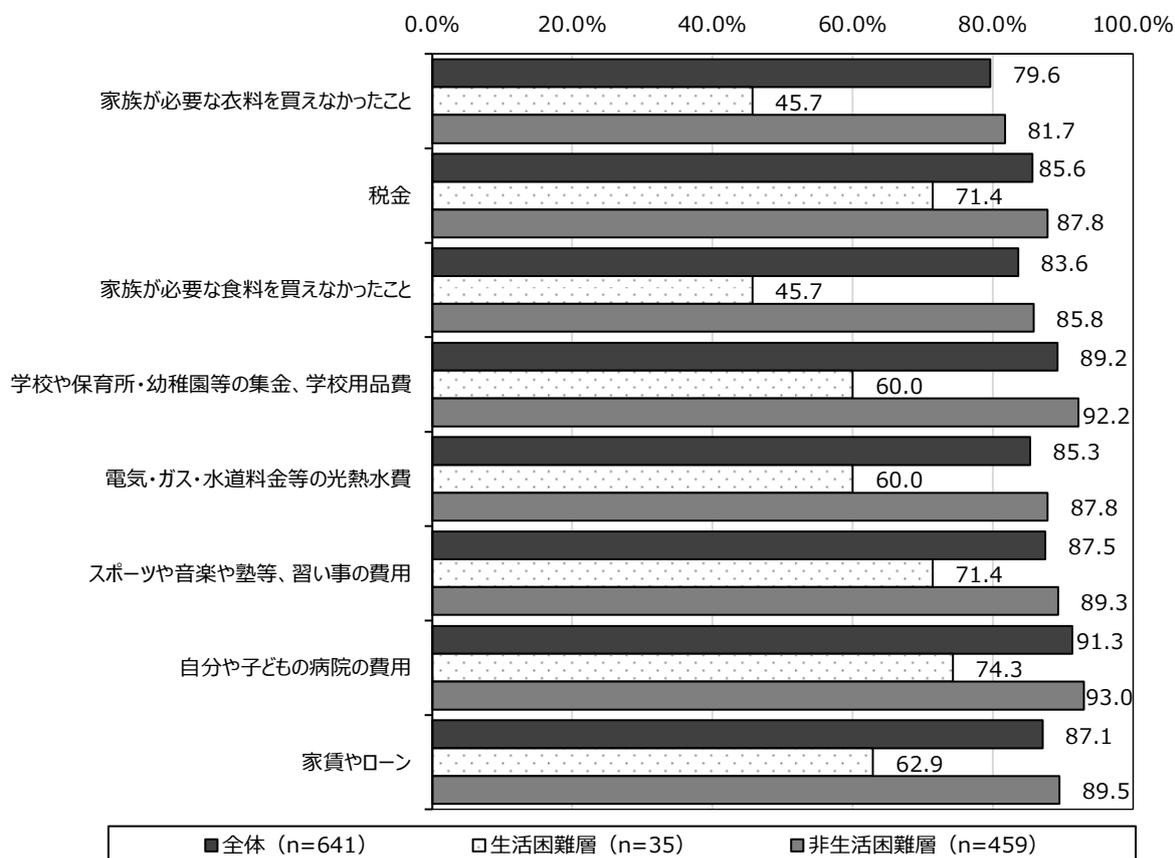


現在の暮らし向きについては、生活困難層では「やや苦しい」や「大変苦しい」が多く、非生活困難層と比べるとそれぞれ約20ポイント多くなっています。過去1年間支払いの遅れ等がまったくなかった割合については、生活困難層では家族が必要な衣料や食料を買えなかったことが「まったくなかった」割合が40%台と非生活困難層と比べて、30~40ポイント少なくなっています。

◆現在の暮らし向き【保護者アンケート】



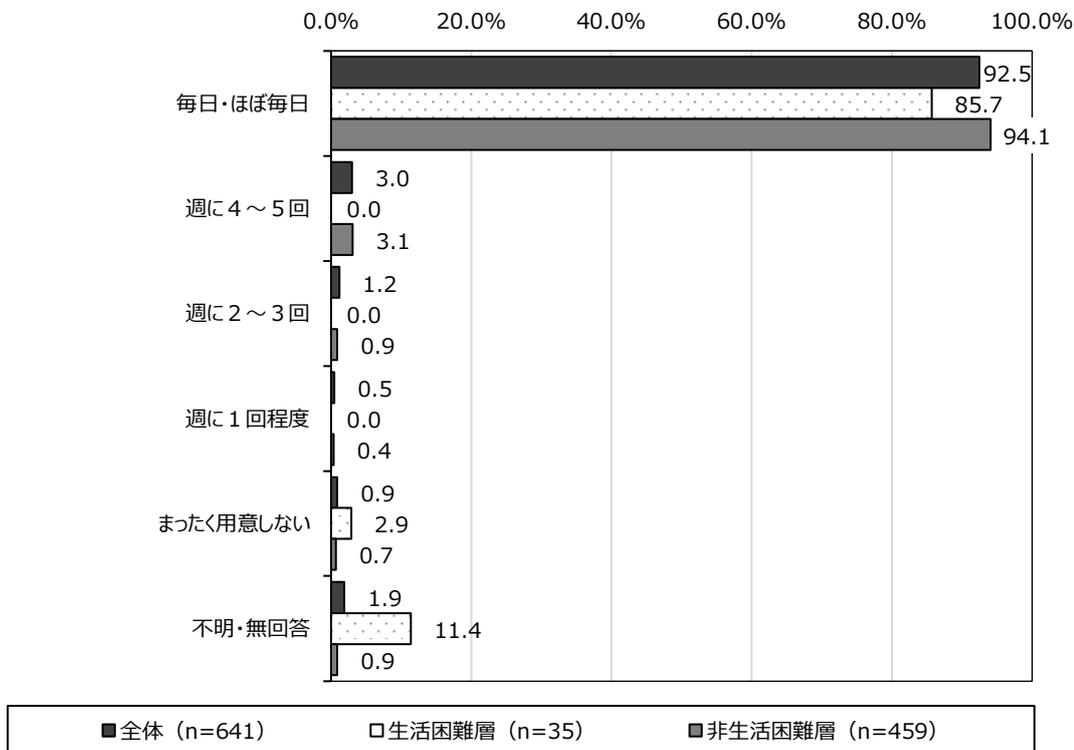
◆過去1年間支払いの遅れ等がまったくなかった割合【保護者アンケート】



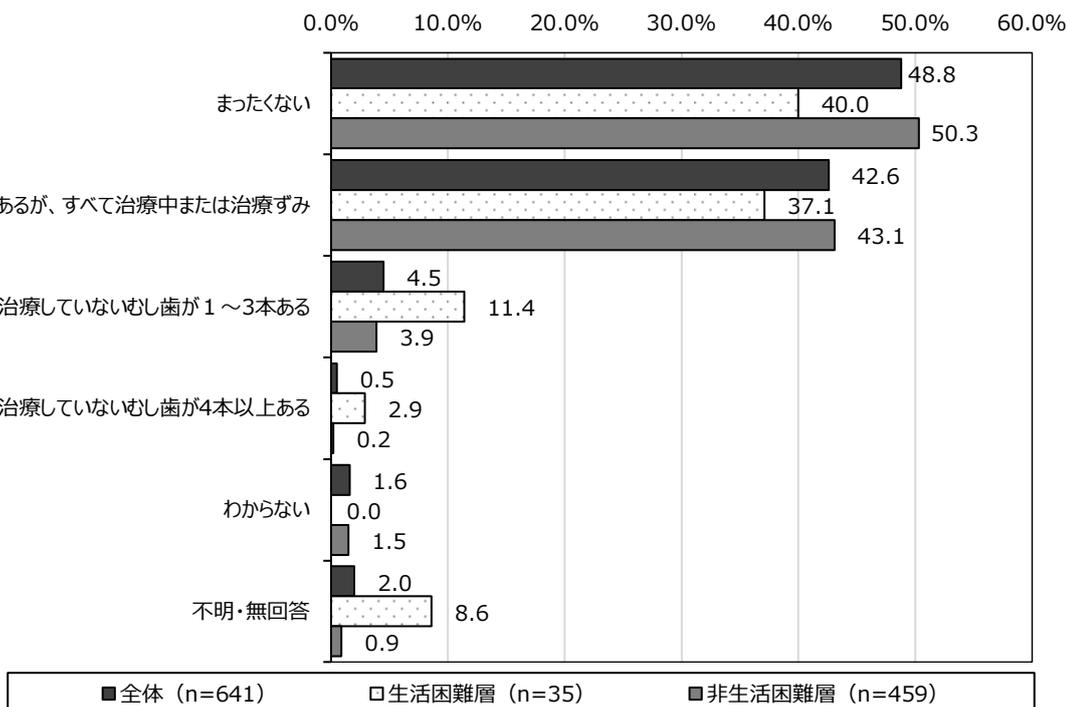
## (2) 子どもの健康・生活状況について

子どもの朝食の摂取状況については、生活困難層では「毎日・ほぼ毎日」が85.7%と最も多いものの、非生活困難層と比べて約8ポイント少なくなっています。子どものむし歯の状況については、生活困難層では「まったくない」が最も多くなっていますが、「治療していないむし歯が1～3本ある」が11.4%と非生活困難層と比べて約8ポイント多くなっています。

### ◆子どもの朝食の摂取状況【保護者アンケート】

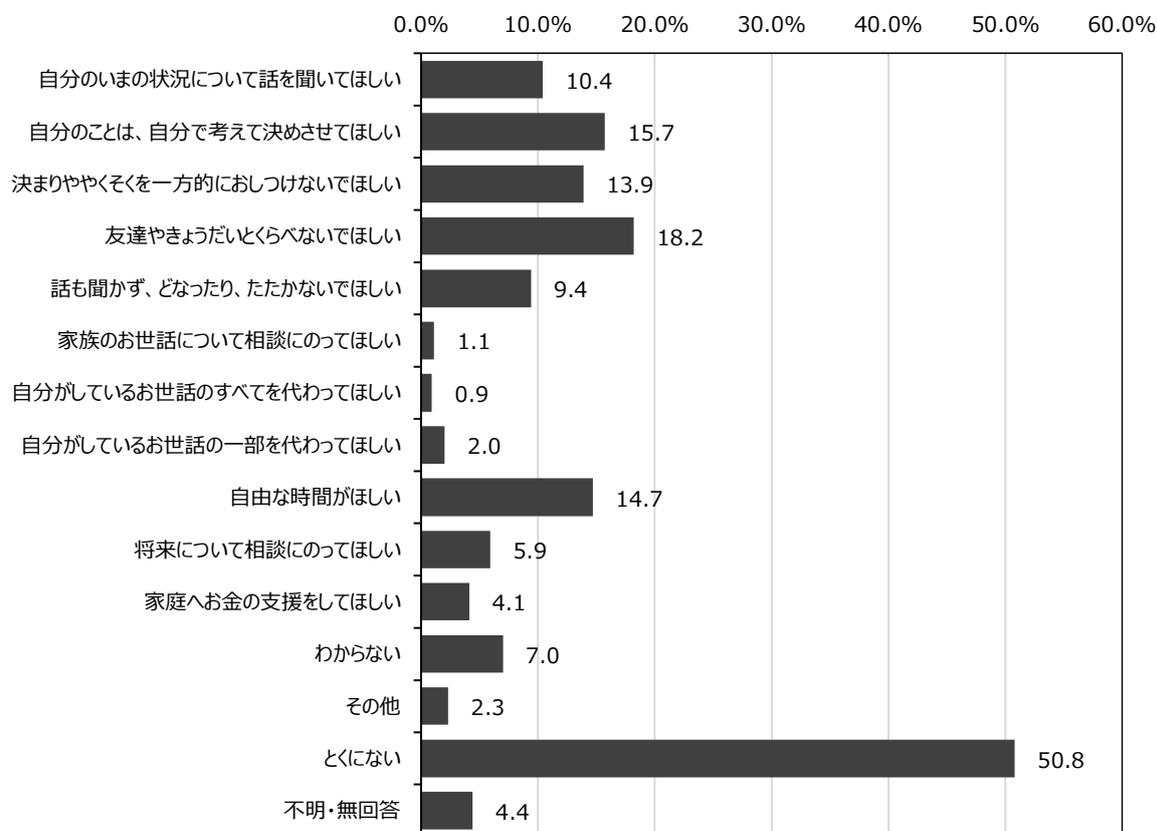


### ◆子どものむし歯の状況【保護者アンケート】



子どもが学校や周りの大人に伝えたいことについては、「とくにない」が約半数と最も多くなっているものの、次いで「友達やきょうだいとくらべないでほしい」、「自分のことは、自分で考えて決めさせてほしい」となっています。

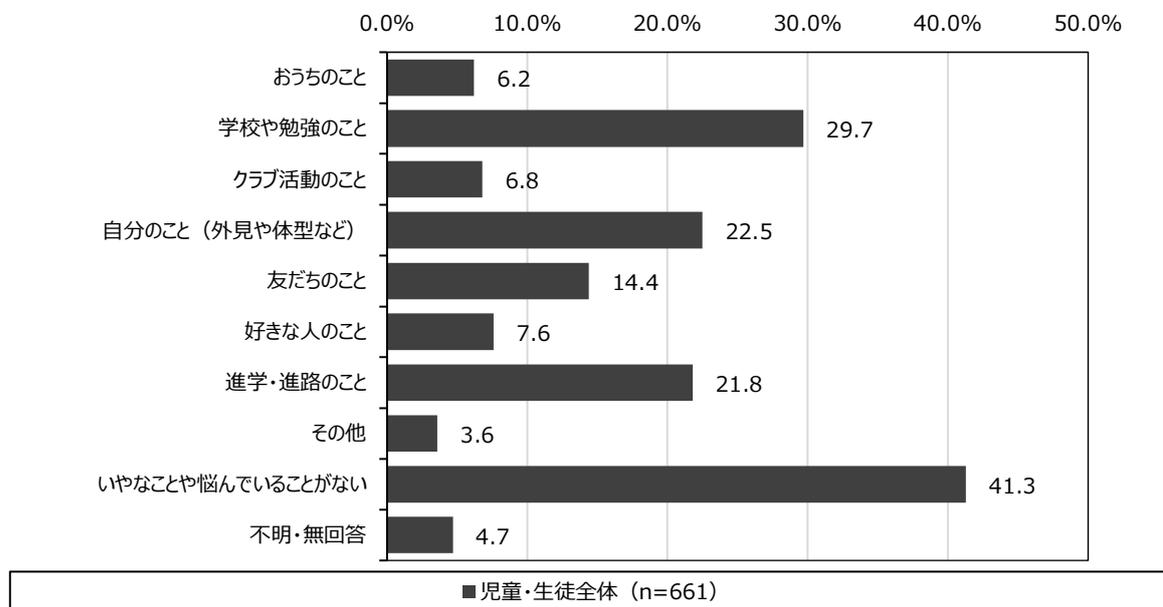
◆子どもが学校や周りの大人に伝えたいこと【児童・生徒アンケート】



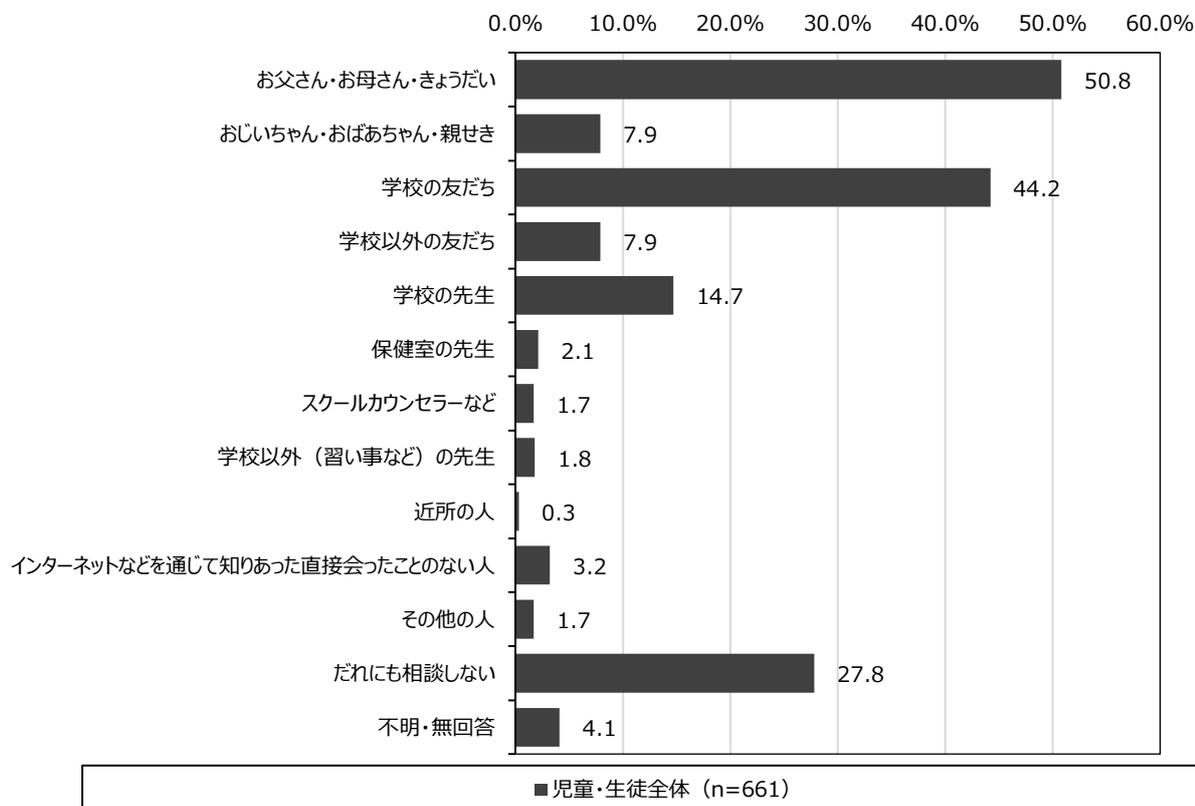
■ 児童・生徒全体 (n=661)

子どもがいやなことや悩んでいることについては、「いやなことや悩んでいることがない」が41.3%と最も多くなっているものの、次いで「学校や勉強のこと」、「自分のこと（外見や体型など）」となっています。また、相談先については、「お父さん・お母さん・きょうだい」が約半数となっているものの、「だれにも相談しない」が27.8%と3番目に多くなっています。

◆いやなことや悩んでいること【児童・生徒アンケート】



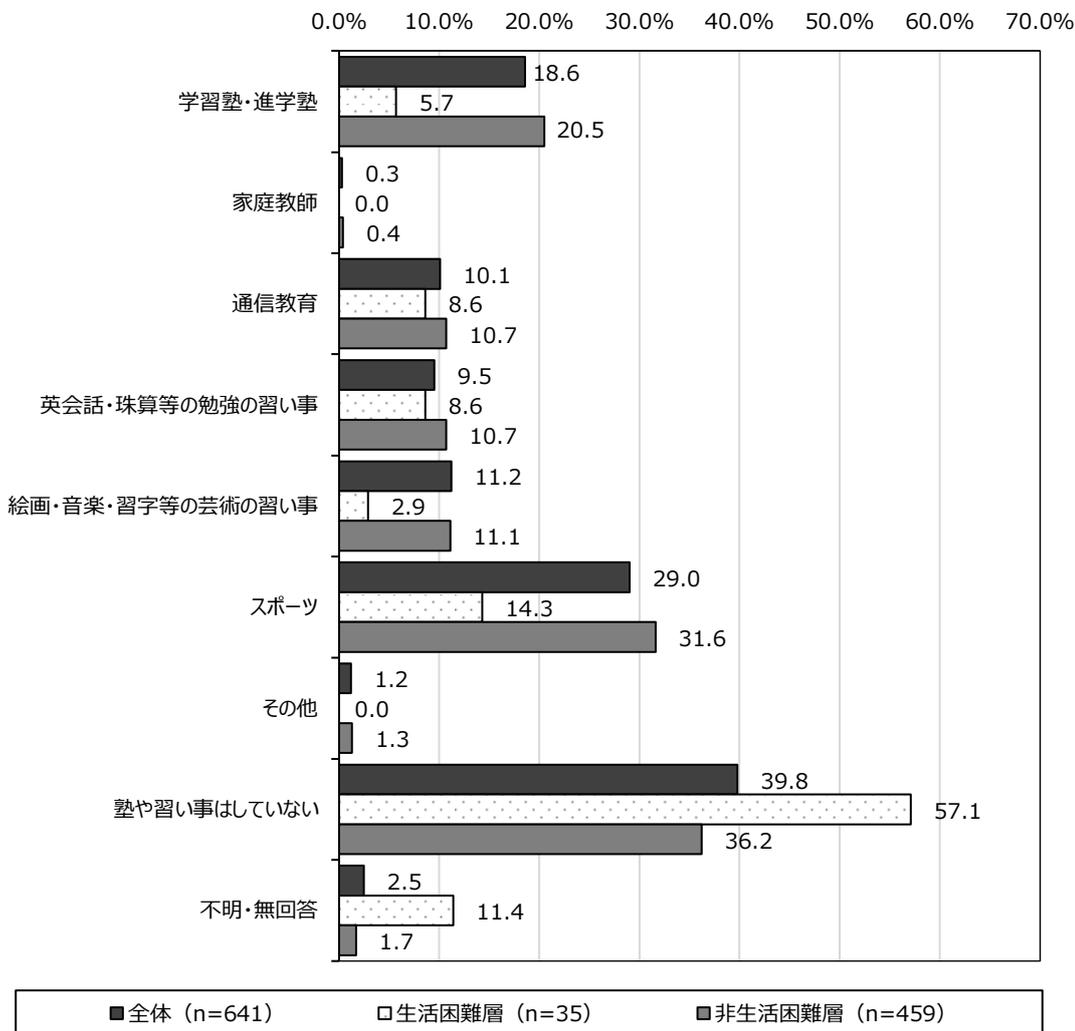
◆悩みの相談先【児童・生徒アンケート】



### (3) 子どもの学習環境・進学意向について

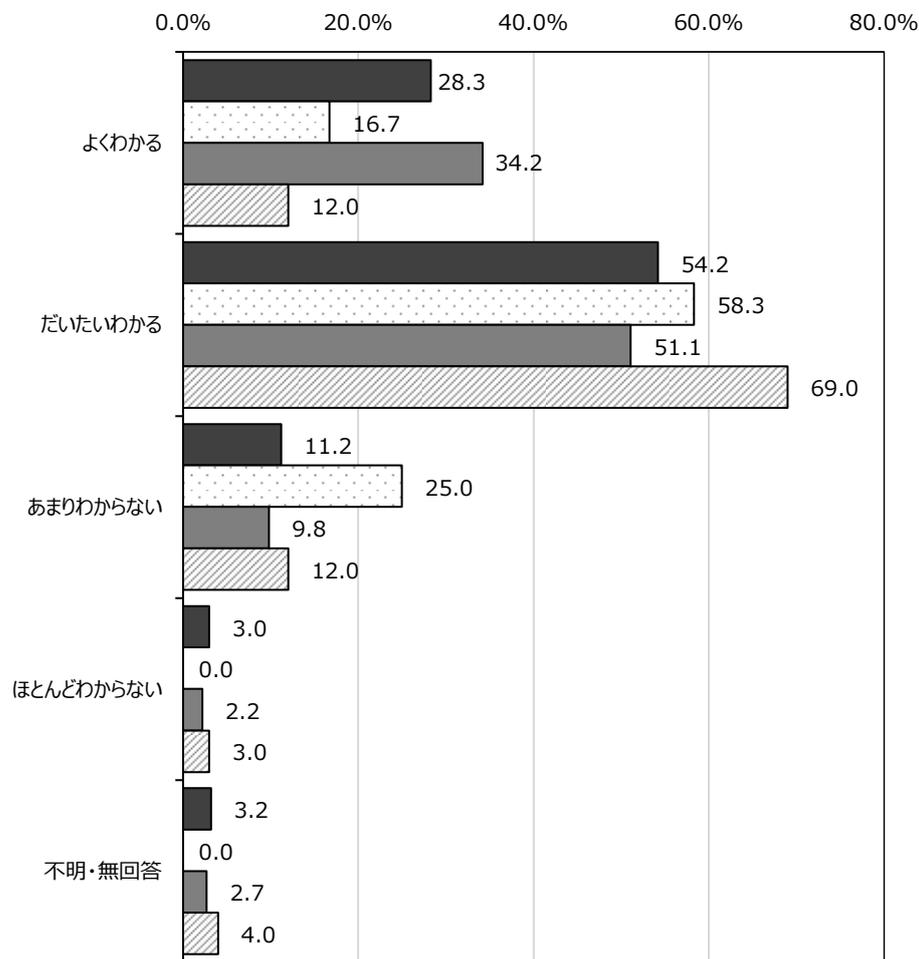
塾や習い事の状況については、生活困難層では「塾や習い事はしていない」が57.1%と最も多く、非生活困難層と比べて約20ポイント多くなっています。

#### ◆塾や習い事の状況【保護者アンケート】



子ども自身の学校の勉強の理解状況については、小学5年生と中学2年生のうち、生活困難層では「よくわかる」が16.7%と非生活困難層と比べて、約18ポイント少なくなっています。一方で「あまりわからない」が25.0%と非生活困難層と比べて、約15ポイント多くなっています。

◆子ども自身の学校の勉強の理解状況【児童・生徒アンケート】



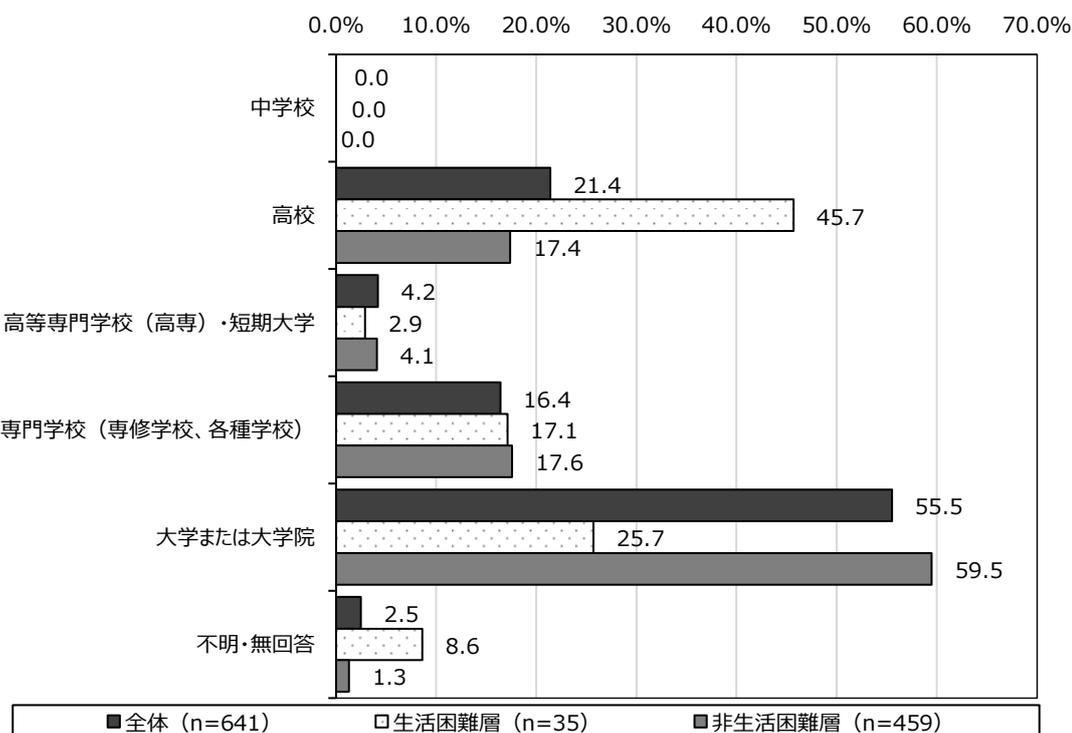
■小5・中2全体 (n=561) □生活困難層 (n=12) ■非生活困難層 (n=225) □高校2年生 (n=100)

保護者からみた子どもの進路意向については、生活困難層では「高校」が45.7%と最も多く、非生活困難層と比べて約28ポイント多くなっています。

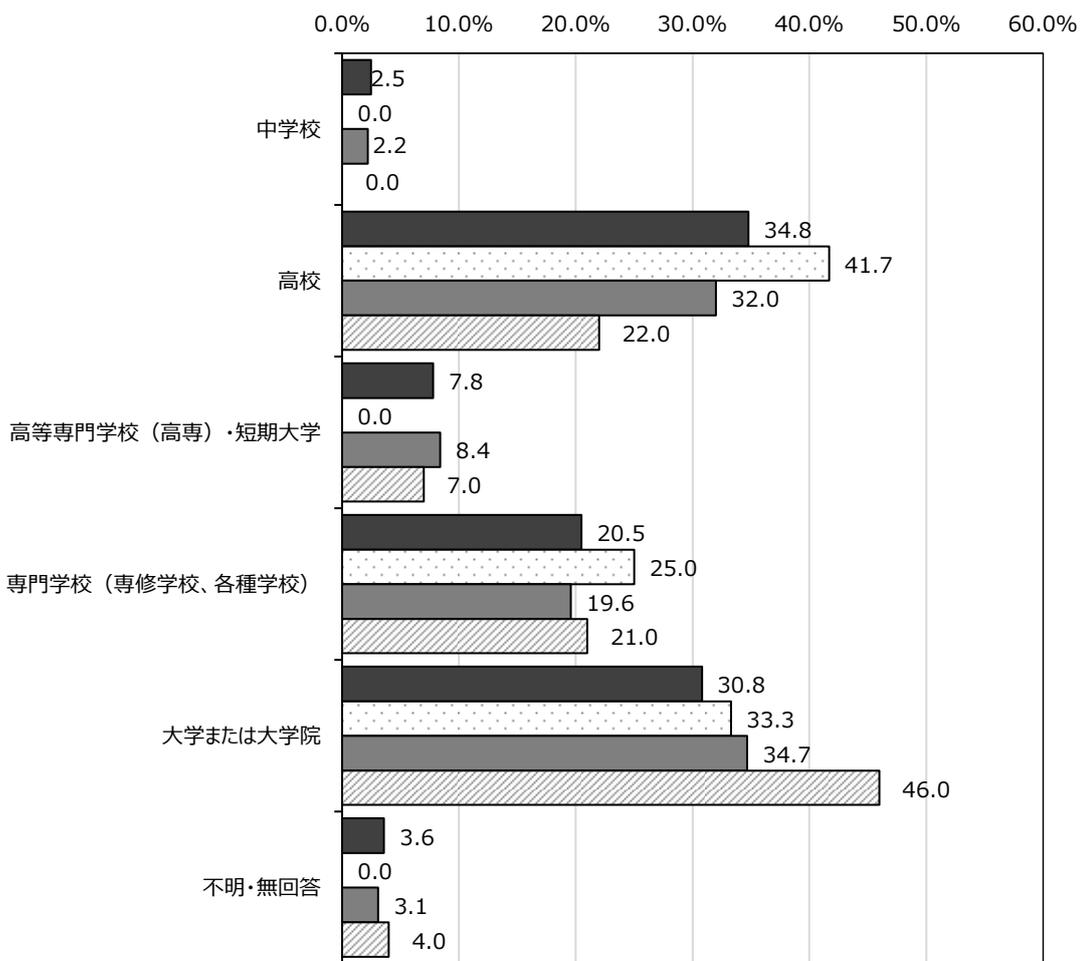
子どもの進路意向については、小学5年生と中学2年生のうち、生活困難層では「高校」が41.7%と最も多く、非生活困難層と比べて約10ポイント多くなっています。

また保護者の意向と子どもの意向を比べると、「大学または大学院」について保護者では非生活困難層と比べて大きく下がっているものの、子どもでは非生活困難層と同様に約3割の人が希望しています。

◆保護者からみた子どもの進路意向【保護者アンケート】



◆子ども自身の進路意向【児童・生徒アンケート】



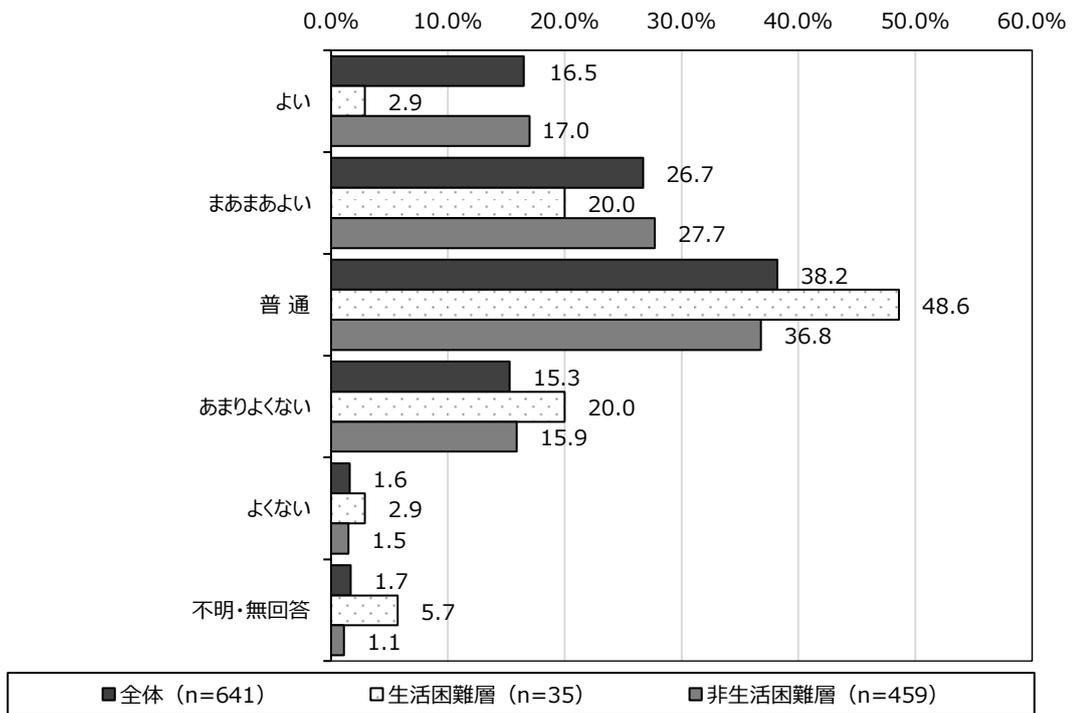
■小5・中2全体 (n=561) □生活困難層 (n=12) ■非生活困難層 (n=225) ▨高校2年生 (n=100)

#### (4) 保護者の生活状況・悩み等について

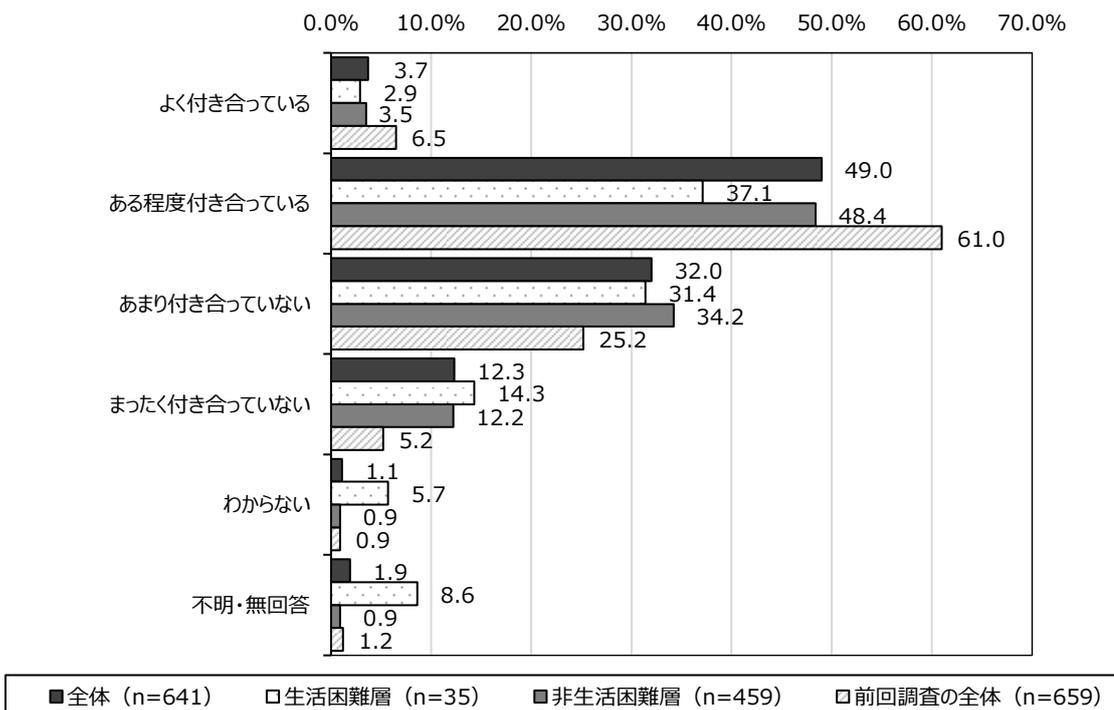
保護者の健康状態については、生活困難層では「普通」が48.6%と最も多くなっています。また、「よい」が2.9%と非生活困難層と比べて約14ポイント少なくなっています。

地域での付き合い状況については、「ある程度付き合っている」が最も多く、次いで「あまり付き合っていない」、「まったく付き合っていない」となっています。また、5年前の調査と比べて「まったく付き合っていない」が約7ポイント多くなっています。

##### ◆保護者の健康状態【保護者アンケート】

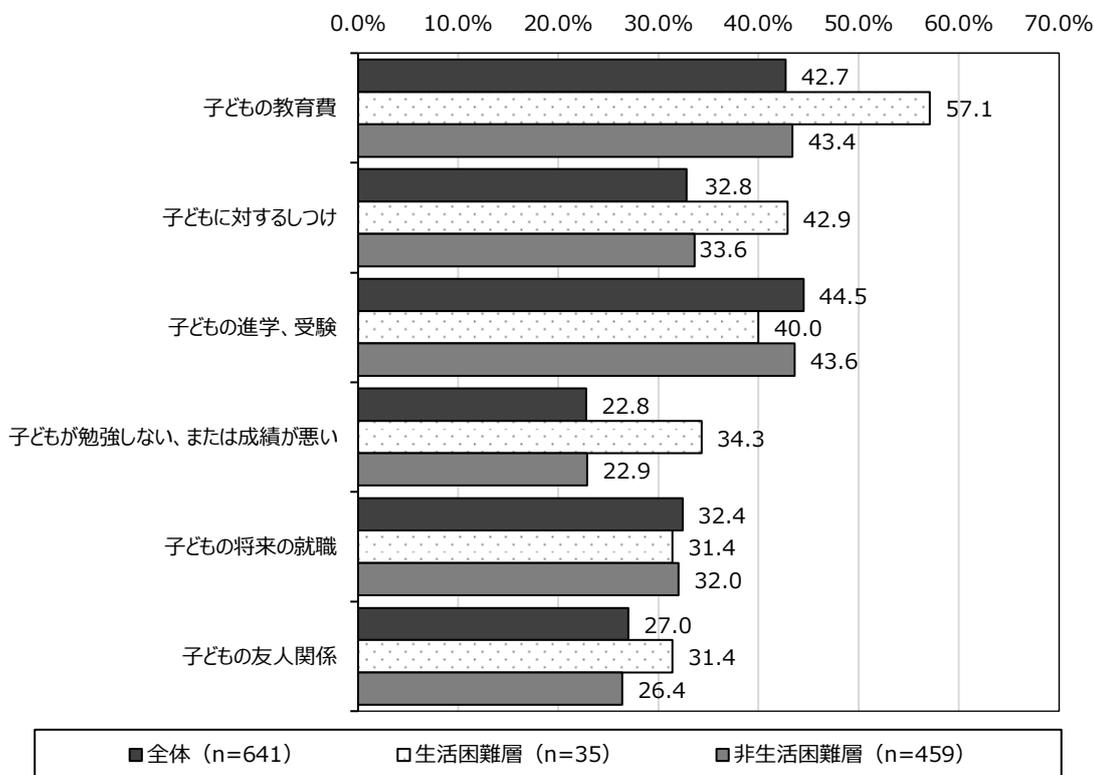


##### ◆地域での付き合い状況【保護者アンケート】



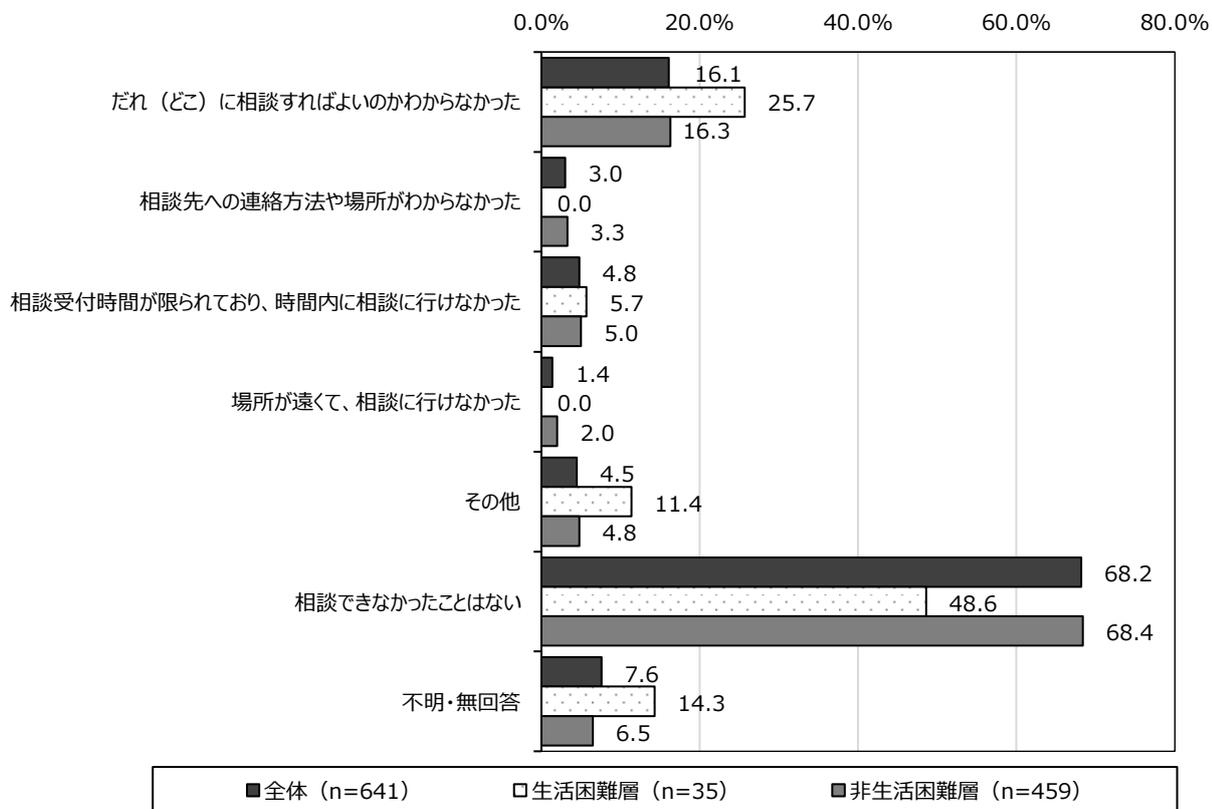
子育てをする上で、不安や悩んでいることについては、生活困難層では「子どもの教育費」が57.1%と最も多く、非生活困難層と比べて約14ポイント多くなっています。そのほか、「子どもに対するしつけ」や「子どもが勉強しない、または成績が悪い」「子どもの友人関係」についても非生活困難層を上回っています。

◆子育てをする上で、不安や悩んでいること【保護者アンケート、生活困難層の回答で20%以上の項目】



子育てに関し相談できなかった理由については、生活困難層では「相談できなかったことはない」が最も多くなっていますが、「だれ（どこ）に相談すればよいかわからなかった」が25.7%と非生活困難層と比べて約9ポイント多くなっています。

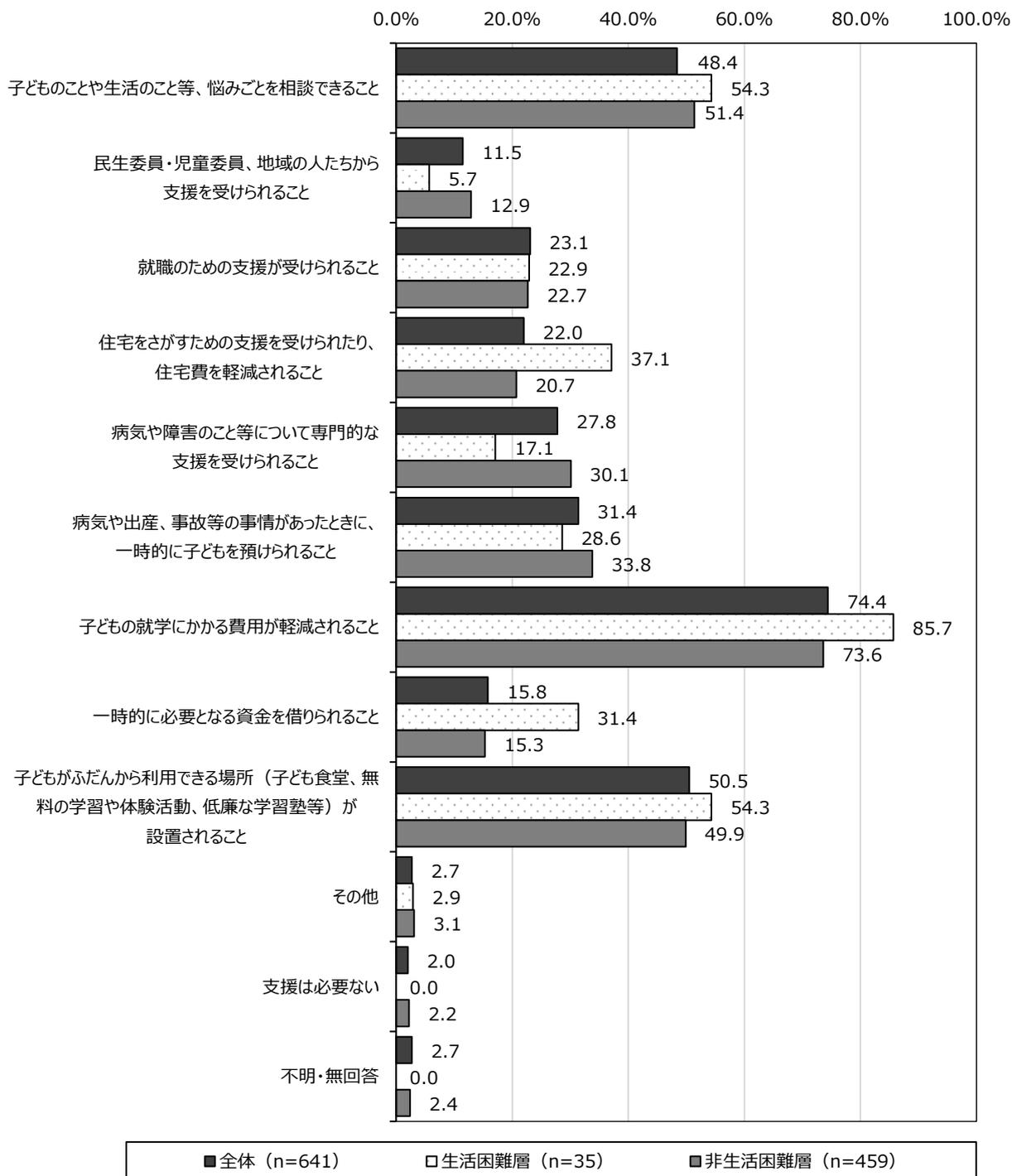
◆子育てに関し相談できなかった理由【保護者アンケート】



## (5) 子育てにおいて町に求めることについて

子育てをする上で必要としていること、重要だと思う支援については、生活困難層では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多く、次いで「子どものことや生活のこと等、悩み事を相談できること」「子どもがふだんから利用できる場所（子ども食堂、無料の学習や体験活動、低廉な学習塾等）が設置されること」となっています。

### ◆子育てをする上で必要としていること、重要だと思う支援【保護者アンケート】



### 3 関係機関等ヒアリング調査からみた現状

#### (1) 生活に困難を抱える保護者と子どもについて

貧困家庭の子どもの特徴については、生活習慣や学習習慣の乱れに加え、弟や妹のお世話、祖父母の介護等をしているケースも挙げられています。一方で、保護者については、地域・家族内での人間関係の希薄化や就労状況、子どもとのコミュニケーション不足が課題として挙げられています。

##### ◆貧困家庭の子どもの特徴

選択肢 (n=9)	件数
欠食・生活習慣の乱れの傾向がみられる	5
学習習慣の欠如の傾向がみられる	5
不登校・中途退学の傾向がみられる	5
身なりが整っていない	3
家庭や地域での居場所がない	3
友人との関係がうまく築けていない	3
子どもが障がい・疾患を抱えている	3
その他	0
不明・無回答	1

##### ◆貧困家庭の保護者の特徴

選択肢 (n=9)	件数
地域や周囲との人間関係（関わり）が希薄	7
就労状況があまりよくない	6
親・親戚との人間関係（関わり）が希薄	5
計画的な金銭管理ができてない	4
住環境・生活環境がきちんとしていない	2
生活習慣に乱れがみられる	2
その他	1
不明・無回答	1

##### ●そのほか貧困家庭の特徴

- ・働いている親に代わり、子どもが弟・妹のお世話や祖父母の介護等をしているケースがあった。
- ・ひとり親・多子世帯で親が精神疾患を患っていた。
- ・SOS を発信できていないケースがあった。
- ・親子関係の不和や親子でのコミュニケーション不足が課題となっている。
- ・子どもは困り事があっても、保護者に迷惑をかけたくなく話せず、我慢しているケースが見受けられた。等

##### ●現在行っている支援

- ・子どものトラブル（いじめ、不登校）発生時の聞き取りや保護者同士の仲介。
- ・子どもの進学・就職のサポート、進学費用に関する情報提供。
- ・フードバンク。
- ・子ども食堂の運営支援。
- ・社会福祉協議会や子育てサロンにおける相談支援。
- ・ケース会議の開催。等

## (2) 生活に困難を抱える家庭を支援していく上での課題・困っていることについて

貧困による子どもへの影響や課題については、学習習慣の欠如や経済的負担による「基礎的学力への影響」、欠食・生活習慣の乱れによる「心身の健康への影響」等が挙げられています。また、支援活動を行う上での課題については、支援家庭との関係性やつながりの維持に加え、支援する側における人材の確保、横のつながり等が課題として挙げられています。

### ◆貧困による子どもへの影響や課題

選択肢 (n=9)	件数
基礎的学力への影響	8
心身の健康への影響	7
自己肯定感・自尊心の低下	7
進学の迷いや断念	6
対人関係への影響	6
自立能力の形成への影響	5
就職・就労への影響	4
その他	0
不明・無回答	1

### ◆支援活動上の課題

選択肢 (n=9)	件数
家庭事情に踏み込めない	5
対象者とのつながりが途絶えてしまう	4
個人情報保護の観点から、情報共有ができない	3
対象者をつなぐべきサービスが町や県にない	2
ボランティアなど支援に携わる人材が不足している	2
支援を拒否される場合がある	1
保護者と問題意識が共有できない	1
コミュニケーションが難しい	1
その他	0
不明・無回答	2

#### ●そのほか貧困家庭における課題・子どもへの影響

- ・子どもが塾に通いたくても金銭的な理由から断念している。
- ・学費が確保できず、進路選択が限定的になり、様々な経験機会の不足。
- ・自己肯定感・自尊心低下や人間関係への影響の懸念。
- ・就労状況が改善されない傾向がある。
- ・他の家庭と比べて、親が子どもに様々な経験をさせてあげたいと感じている家庭もある。

等

#### ●その他支援活動上の課題

- ・ボランティア人材の確保。
- ・自治体や学校とのスムーズな情報共有。
- ・地域の関係機関や団体との連携強化。
- ・ヤングケアラーの問題。
- ・貧困家庭とのつながりの維持
- ・当事者やその家庭との課題認識の差。

等

### (3) 町として必要と考える対策について

他機関・団体、行政との連携における課題については、情報共有や関係機関・団体同士のつながる場のほか、包括的な相談窓口の設置等が挙げられています。また、今後必要なことについては、上記に加えて各学校への取り組みの周知や支援する家庭との早期からの信頼関係づくりが挙げられています。

#### ◆他機関・団体、行政との連携における課題

選択肢 (n=9)	件数
事例共有や情報共有ができていない	6
連絡会など、関係機関・団体同士がつながる場が必要である	6
連携が必要と思われる機関・団体とつながっていない	2
適切な連携先につなぐことができていない	2
その他	1
不明・無回答	1

#### ●他機関・団体、行政との連携における課題

- ・プラットフォームが必要。
- ・教育機関によって、情報共有の難しさを感じる。
- ・個人情報の問題。
- ・学校とスクールカウンセラーや児童相談所等の公的機関との連携強化。
- ・包括的な相談窓口の設置が必要。

等

#### ●今後取り組みたいこと、必要なこと

- ・町内の各学校への活動・事業の周知。
- ・関係機関同士の顔の見える関係づくり。
- ・関係機関のネットワークによる情報共有。
- ・各家庭の課題に早く気付けるように、早期からの保護者との信頼関係づくり。
- ・行政との関係機関との連携強化。

等



## 4 取り組みの進捗状況

第1期計画の各事業について、以下の4つの基準による評価・検証を行いました。

十分できた / 概ねできた / あまりできなかった / できなかった

### 主要施策1 生活に困難を抱える子どもの教育・学習支援の充実

#### (1) 学校教育による学力保障等の推進

##### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
確かな学力の育成	十分できた	基礎学力の向上	十分できた
指導改善による学力向上の推進	十分できた	特別支援教育の充実	十分できた
子どもとふれあい、共に遊ぶ体験事業の推進	十分できた	心をはぐくむ教育活動の推進	十分できた
自然体験学習事業の推進	十分できた		

- 問題を抱える子ども等の自立支援事業として自立支援相談員を配置したほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとともに、保護者や学校と連携・協力し、いじめ・不登校・問題行動等の減少を目指してきました。また、柴田町子どもの心のケアハウス等の各機関との連携を強化し、不登校の減少に努めてきました。
- 算数科の授業において少人数指導や習熟度別指導等の工夫を行ったほか、放課後や長期休業中を活用した個別指導を行ったりする等、子ども一人ひとりに応じた指導を実施し、基礎学力の充実を図りました。
- 指導力向上のため、校内研究を核とした教職員全員での研究授業の実施や各種研修会への積極的な参加とその成果を授業改善に生かすように努めました。また、県や大河原教育事務所の「全国学力・学習状況調査」の考察を生かしながら、学校の課題解決に取り組んだだけでなく、町独自の学力調査の実施により、児童生徒のつまづきや課題を細かく分析・考察し、普段の学習指導に生かす等、指導法の改善を推進し、学力向上を図りました。
- 特別支援教育支援員を各学校に18名配置し支援が必要な児童・生徒の支援を行いました。また、特別支援教育連携協議会や特別支援教育コーディネーター研修会の実施等、特別支援教育の推進を図りました。
- 町内中学校の3年生を対象に、クラス毎に妊婦疑似体験と保育体験を実施しました。
- 地域のボランティアとの交流会や障がい者との交流体験、地域の方と協働での花いっぱい運動等に取り組みました。
- 小学校での蔵王自然の家を使った宿泊学習や中学校での宿泊農業体験学習を実施し、自然や環境学習の推進に努めました。

## (2) 学校、地域における学習支援の推進

### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
協働教育事業の推進	十分できた	学び支援コーディネーター等配置事業 「放課後学習室」等の推進	十分できた
放課後先生等の推進	十分できた		
子どもの学習支援事業の推進	概ねできた		

- 学校支援活動では、しばたっ子応援団（学校支援ボランティア）の派遣、キャリア教育支援（職場体験学習受入先企業のコーディネート、「ビジネスマナー講座」及びキャリアセミナー「職業人の話を聞く会」の開催、協働教育推進委員会（地域学校協働本部）の開催、しばたっ子応援団研修会等を行いました。また、家庭教育支援活動では、子育て・親育ち講座、イクメン講座、親のみちしるべ出前講座、子育て・親育ち思春期講座、「おやじの会」の活動支援、「子育て支援ネットワーク協議会」を通じた連携と情報交換の強化等を行い、地域活動では、柴田町子どもフェスティバルやジュニア・リーダーの育成を行いました。
- 各小中学校で放課後学習室を週2回程度、夏季休業中と冬季休業中（中学生のみ）には2～6日間の学習会、中学3年生を対象に生涯学習センター等で受験力アップ学習会を開催しました。その結果、児童生徒の学習意欲の向上が図られました。
- 教員を目指す仙台大学の学生による小学校での学習支援を「未来先生事業」として実施しました。教員を目指す学生にとって、学校現場での支援活動は、貴重な経験となりました。
- 子どもの学習支援事業では、柴田会場として町内の施設を提供しました。登録者は児童扶養手当受給世帯や就学援助受給世帯が中心となっており、学習面だけでなく生活面での課題解決が重要視されることから、関係機関との連携が必要です。

## 主要施策2 生活に困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

### (1) 子どもへの生活支援の充実

### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
子ども食堂開設運営費補助事業の推進	概ねできた	食育推進計画の推進	十分できた
学校給食による食育の推進	十分できた	児童館の運営	十分できた

- 町内で子ども食堂を運営している3団体に助成を行いました。
- 平成29年3月に第3期柴田町食育推進計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定しました。
- 栄養教諭が町内全ての学校を訪問し、小学校では担任と連携して授業を行い、中学校では校内放送を活用した「食」の指導を行う等、継続的に食育活動を実施し、栄養・食生活の意識改善に努めました。
- 児童館では、放課後等に児童を対象に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を行いました。

## (2) 保護者への生活支援の充実

### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	概ねできた	地域型保育事業の推進	十分できた
ゆとりの育児支援事業の推進	十分できた	ファミリー・サポート・センター事業の推進	概ねできた
放課後児童クラブ事業の推進	十分できた	保護者の学び場の充実	概ねできた

- ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、調理や掃除等の支援を実施しました。
- 小規模保育事業所の開設希望者に対する補助事業を実施しました。
- 保護者の就労形態の多様化や緊急時等に対応するため、保育所の機能を活用した一時的な保育を実施しました。
- ファミリー・サポート・センター事業への協力会員の加入促進を図るとともに、利用会員のニーズに沿った子育て支援に取り組みました。
- 保護者を対象とした各講座を予定通り実施できました。

## (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
子育て世代包括支援センター事業の推進	十分できた	母子健康手帳・父子健康手帳の交付	十分できた
妊婦歯科健康診査の推進	十分できた	妊婦健康診査の推進	十分できた
ママすまいる（妊産婦サロン）の開催	十分できた	育児ヘルプサービス支援事業の推進	概ねできた
乳児家庭全戸訪問事業の推進	十分できた	養育支援訪問事業の推進	十分できた
乳児健康診査の推進（2か月児・8か月児）	十分できた	にこにこマンマ離乳食（教室）の開催	十分できた
4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の推進	十分できた	母と子の遊びの教室の推進	十分できた
2歳児歯科健康診査の推進	十分できた	子どものための予防接種の推進	十分できた

- 利用者支援事業母子保健型と基本型を設置し、切れ目のない支援の実施に努めました。
- 週1回母子健康手帳の交付を行い、交付日に来所できない方へは随時交付しました。また、平成29年度からは父子手帳の交付を開始しました。
- 母子保健法等に基づき、妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査や予防接種、相談支援を定期的に行いました。
- 妊産婦サロンについては、定期的に行いました。
- 産前産後の母親に対して、ホームヘルパーの派遣を行い、生活支援や育児支援を行いました。
- 保健師、在宅助産師による訪問を実施しました。
- 乳児家庭全戸訪問事業の結果、支援が必要となった方へ保健師が訪問指導を実施しました。
- 母親の離乳食に対する不安軽減のため定期的に、離乳食教室を実施しました。
- 母と子の遊びの教室を定期的に行いました。

## 主要施策3 生活に困難を抱える保護者等への就労支援の充実

### (1) 保護者等の就労及び資格取得支援の充実

#### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
就労の支援	十分できた	職場に必要な知識、技術取得の促進	十分できた
若年層の就業支援の充実	十分できた		

- 仙南地域職業訓練センター等と連携し、就労希望者のニーズに対応した就労の支援を行いました。また、関係機関と連携し、就労に関する情報提供や相談対応の共有を図りました。
- 仙南地域職業訓練センター等と連携し、普通職業訓練や離職者等再就職訓練、若年者の職場定着支援事業等の実施を通して、生活に困難を抱える保護者等への就労支援の機会の提供と充実を図りました。
- 柴田町商工会や地元企業、地域の高等学校と調整しながら、就労に関するガイダンスを開催しました。

## 主要施策4 生活に困難を抱える子育て家庭への経済的支援の充実

### (1) 暮らしを支える経済的支援の充実

#### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
児童手当の支給	十分できた	児童扶養手当の支給	十分できた
特別児童扶養手当の支給	十分できた	母子・父子家庭への医療費助成の推進	十分できた
子ども医療費助成事業の推進	十分できた	寡婦控除のみなし適用の推進	十分できた
就学援助制度の推進	十分できた	小学校入学用品費等助成事業の推進	十分できた
私立幼稚園就園奨励費の支給	十分できた	奨学金の貸し付け（柴田町育英会事業）	十分できた
高等学校等育英奨学資金の貸し付け （宮城県教育委員会の制度）	十分できた	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸し付け	十分できた

- 児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定を図りました。
- 母子家庭等に「児童扶養手当」の支給により、経済的な支援を行いました。
- 20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭に「特別児童扶養手当」の支給により、経済的支援を行いました。
- 母子・父子家庭の児童及び児童を扶養する母、父又は父母のいない児童を対象として医療費を助成しました。
- 中学生までの入院（入院時の食事療養費は除く）と通院を助成（所得制限無し）しました。
- 寡婦控除の適用を受けていない未婚のひとり親家庭に対し、町営住宅の家賃算出時等に、寡婦控除の相当分を所得から減額し算出しました。また、平成30年度からは、保育料算定時の適用を行いました。
- 経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を一定の範囲内で援助しました。
- 小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し、小学校入学祝金を支給しました。
- 幼児を私立幼稚園に通園させている保護者の経済的な負担軽減のため、幼稚園を通して就園奨励費の助成をしました。
- 経済的理由により、就学が困難な学生に奨学金を定額無利子で貸し付けました。
- 「高等学校等育英奨学資金」の貸し付けについて、町内中学校やお知らせ版（年2回）で周知・募集しましたが、応募はありませんでした。
- 「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金の貸し付けについて、お知らせ版（年2回）に掲載し、周知を図りました。

## 主要施策 5 関係機関等との連携強化

### (1) 生活に困難をかかえる家庭への支援体制の充実

#### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進	概ねできた	要保護児童等の支援 (要保護児童対策地域協議会)	十分できた
民生委員・児童委員・主任児童委員による支援	概ねできた	青少年のための柴田町民会議/青少年健全育成事業の推進	十分できた
地域コミュニティ活動の推進	十分できた	安全・安心な教育環境の整備	十分できた
防犯対策推進事業の推進	十分できた	地域住民の学校支援活動の推進	十分できた

- 生活に困難を抱える家庭を支援するため、コーディネーター（職員）を1名配置し、相談支援及び各関係機関との連携強化を図りました。
- 要保護児童対策地域協議会について、個別ケースに関する代表者会議・実務者会議を開催しました。
- 民生委員・児童委員・主任児童委員では、各担当地区内のひとり親等の家庭状況により、支援を要する児童の援護や日常生活での問題に関する相談に応じ、状況に応じて行政等と連携しました。また、行政や社会福祉協議会が実施する子育て支援事業や行事に協力しました。
- あいさつ運動（町内小中学校での声掛け）、食育事業、落書き消し、巡回パトロール等を実施しました。
- 「柴田町町民会議」では、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供や相談体制を図りました。
- 防犯実動隊によるパトロール・街頭指導や防犯実動隊員の出動のほか、警察や少年補導員と防犯実動隊が連携し、町内の保育所・幼稚園で防犯教室「イカのおすし」の実施、銀行・大型店舗等における自転車盗難・振り込め詐欺・万引き等の防止キャンペーンを実施しました。
- 児童・生徒の登下校の時間帯に、見守り隊が交差点等を中心に子どもたちの誘導や声かけを実施しました。

### (2) 連携強化による相談支援の充実

#### ◆評価

取り組み名	評価	取り組み名	評価
学校を窓口とした相談支援の充実	十分できた	子育て支援センターの相談体制等の充実	十分できた
子育てネットワーク事業の推進	十分できた	地域における出前講座や健康相談の開催	十分できた
乳幼児相談の充実	十分できた	児童家庭相談員による相談支援の充実	十分できた

- 問題を抱える子ども等の自立支援事業として自立支援相談員を配置し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとともに、保護者や学校と連携・協力し、いじめ・不登校・問題行動等の減少を目指してきました。また、柴田町子ども心のケアハウス等の各機関との連携を強化し、不登校の減少に努めてきました。
- 子育て支援センターの利用者支援事業を実施し、専門知識を有する利用者支援専門員（保育士）と補助員を1名配置し、相談対応を行いました。
- 子育てサポーターの養成・派遣事業や「にこにこワールド」の企画・運営、3歳児子育てまなびサークル「さくらんぼ」の支援等を実施しました。
- 児童家庭相談員を1名配置し、月・火・木の9時から16時まで家庭からの相談に対応しました。

### (3) 連携強化による情報提供の充実

#### ◆評価

取り組み名	評価
広報媒体を活用した情報提供の充実	概ねできた

- 毎月2回、広報誌を町内全戸に配布し、子どもの貧困に関わる取り組みや関連情報の周知を行いました。

## 5 調査結果等からみた主な課題

### (1) 子どもの教育支援に関すること

各種調査結果から5年前と比べると、子どもの発育や学校生活等に関わる相談が多くなっており、児童・生徒の中でも「学校や勉強のこと」で悩みを抱えている子どもが多いことがうかがえます。また、生活に困難を抱える子どもの中では、学校の勉強について「あまりわからない」と感じているものの、「塾や習い事をしていない」子どもも多く、子ども自身が希望する進路を選択できるよう、今後も保護者・学校・地域等において相談支援や学習支援を継続的に行っていくことが重要です。

### (2) 子育て家庭への生活支援に関すること

生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、就学援助や児童扶養手当の受給者は増加もしくはほぼ横ばいとなっています。また、生活に困難を抱えている家庭では欠食や生活習慣の乱れのほか、ヤングケアラーの問題や親子でのコミュニケーション不足等様々な課題が挙げられている一方で、悩みの相談先がわからない人も多くなっています。そのため、保護者に対しては健診やサロン等において妊娠期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域においても様々な機会を通して子どもたちの不安や悩みを聞く機会が重要です。

### (3) 保護者の就労支援に関すること

生活に困難を抱えている家庭では、父親と母親ともに「正社員・正規職員」が最も多いものの、非生活困難層と比べると少なくなっています。また、親の就労状況が改善されないケースもあり、継続的に就労支援や資格取得支援を行っていくとともに、就労希望者が働きやすい環境づくりも重要です。

### (4) 子育て家庭への経済的支援に関すること

生活に困難を抱えている家庭では、現在の暮らし向きについて「やや苦しい」や「大変苦しい」と感じており、「家族が必要な衣料や食料を買えなかったことがある」家庭が非生活困難層と比べて多くなっています。また、子育てをする上での悩みや必要な支援では子どもの教育費の軽減が求められており、家庭の生活状況に応じた経済的支援により、子育て家庭の生活基盤を支えることが重要です。

### (5) 関係機関の連携体制に関すること

生活に困難を抱えている家庭では、保護者と児童・生徒ともに不安や悩みの相談先がわからないと感じており、地域や周囲の人とのつながりも希薄化している傾向にあります。また、支援をする側においては、個人情報観点から家庭事情に踏み込むことができず、行政や学校等関係機関との情報共有が求められています。そのため、地域の様々な主体が密に連携を図ることにより、生活に困難を抱えている世帯を早期に把握し、必要な支援へとつなげていくことが重要です。

## 第3章 本計画の基本理念・施策体系

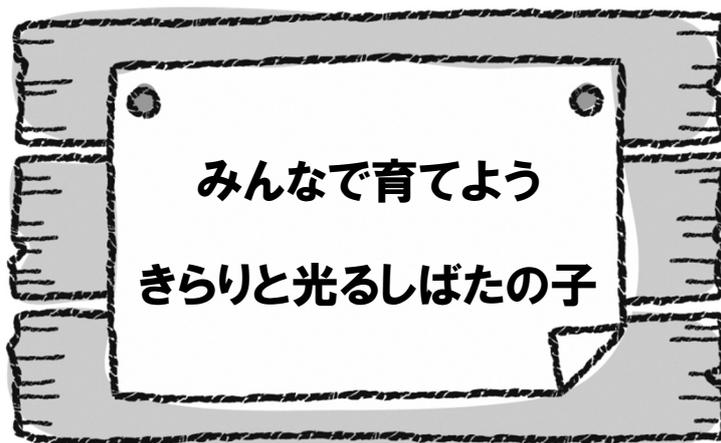
### 1 基本理念

子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現を目指すものです。そのため第1期計画では、基本理念を「柴田町子ども・子育て支援事業計画」と同じく、「みんなで育てよう きらりと光るしばたの子」としました。

この基本理念には、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかにたくましく生活していけるよう、家庭・学校・地域・職域その他の全ての関係者の連携・協働による総合的な取り組みに力を尽くす決意を表しています。

本計画においても様々な社会情勢の変化等も踏まえながら、子どもたちの意思が尊重され、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向け、第1期計画の基本理念を継承します。

#### ◆本計画の基本理念



## 2 施策体系

本計画では、国の大綱や本町の課題に対応し、下記の5つを主要施策と位置づけ、本町の総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

基本理念	主要施策	施策
みんなで育てよう きらりと光るしばたの子	1 子どもの教育・学習支援	(1) 就学前教育・保育の充実
		(2) 学校をプラットフォームとした支援体制の強化
		(3) 地域における学習支援と教育環境の整備
	2 子育て家庭への生活支援	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実
		(2) 子どもへの生活支援の充実
		(3) 保護者への生活支援の充実
	3 保護者等への就労支援	(1) 保護者等の就労及び資格取得支援の充実
		(2) 就労に向けた支援体制の整備
	4 子育て家庭への経済的支援	(1) 各種手当・助成等の支援
		(2) 教育費等の負担軽減
	5 子育て家庭の支援体制の強化	(1) 関係機関との連携強化
		(2) 情報発信の強化

## 第4章 施策の展開

### 1 子どもの教育・学習支援

各種調査結果をみると、第1期計画策定時と比べて「子どもの発育」や「学校生活」に関わる相談が多くなっています。また、生活に困難を抱える子どもの中では、「学校の勉強があまりわからない」と感じているものの、「塾や習い事をしていない」子どもも多くなっています。

そのため、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないよう、子どもたちの可能性を最大限に広げ、各々の夢に向かって挑戦ができるような教育基盤の充実を図ります。さらに、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、関係機関の連携による支援や子どもたちを取り巻く様々な課題の早期発見・支援へとつなげる体制の強化に取り組みます。

#### (1) 就学前教育・保育の充実

##### ① 幼児教育・保育の無償化

子ども家庭課

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償とします。

##### ② 通常保育事業

子ども家庭課

保護者の仕事や病気等により、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行います。

##### ③ 幼児教育の充実

教育総務課  
子ども家庭課

幼児の発達段階と特性を的確に捉えて適正な教育課程を編成し、個性を伸ばす指導を行うとともに、幼保小連絡会を活用し、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。また、幼児教育、学校現場教育の理解と共有により、就学児童の円滑な接続につながるよう幼児教育、アプローチカリキュラムの充実を図り、保育・教育活動を推進します。さらに、新たに中核となる小学校に「(仮称)幼保小架け橋リーダー」を配置し、幼保小架け橋プログラムに着手し、幼稚園、保育所、小学校において、切れ目のない支援に取り組みます。

##### ④ 保育体制の充実

子ども家庭課

児童数の変化等を踏まえながら、待機児童の解消に向けた認定こども園や保育所、地域型保育施設の施設整備を行うとともに、保育の質の向上や継続した保育の場を提供するため、連携協力機能の強化に努めます。また、延長保育事業や一時預かり事業の充実を図るほか、病児保育事業の実施に向けた検討を行い、保護者の多様なニーズに応えられる保育体制の充実を図ります。

##### ⑤ 児童発達支援事業

子ども家庭課

本町・角田市・大河原町・村田町・蔵王町の1市4町で連携し、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、心身に障がいがある子どもに対し、生活習慣の確立・小集団への適応訓練を実施します。

## ⑥ 私立幼稚園運営等への助成

教育総務課

町内に設置されている私立幼稚園の設置者に対して、幼児教育の振興のため運営費の一部を助成します。(対象施設4園)

## (2) 学校をプラットフォームとした支援体制の強化

### ① 確かな学力の育成

教育総務課

宮城県教育委員会が掲げる「学力向上に向けた5つの提言」をさらに推進するため、教員への周知・啓発を進めます。また、学校ごとの良さと児童・生徒一人ひとりの個性を生かしながら、学力向上に取り組みます。さらに、自主学習支援員や教育相談員、地域人材を有効に活用し、児童・生徒への多様な支援の充実を図ります。

### ② 基礎学力の向上

教育総務課

基礎学力の向上に向け、算数科における少人数指導や習熟度別指導、小学校高学年での教科担任制の導入、放課後や長期休業中を活用した個別指導等、子ども一人ひとりに応じた指導を実施し、基礎学力の充実を図ります。

### ③ 指導改善による学力向上の推進

教育総務課

指導力向上のため、校内研究を核とした教職員全員での研究授業の実施や指導に係る研修の充実と、その成果を授業の質向上に活用します。また、宮城県や大河原教育事務所の全国学力・学習状況調査に加え、町独自の学力調査の実施により、児童・生徒のつまづきや課題を細かく分析・考察し、普段の学習習慣形成や学習指導に生かす等指導法の改善を推進し、学力向上を図ります。

### ④ 特別支援教育の充実

教育総務課

特別支援学級や通常学級に在籍する発達障がい等により、特別に支援が必要な児童・生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活上の介助や学習活動の支援を行います。

### ⑤ 子どもとふれあい、共に遊ぶ体験事業の推進

健康推進課

中学3年生の生徒が父性・母性を育み、命の大切さや家族の愛情に気付くよう、保育体験や妊婦疑似体験等の体験学習を行います。

### ⑥ 心をはぐくむ教育活動の推進

教育総務課

地域のボランティアとの交流会や障がい者との交流体験、地域の方と協働による花いっぱい運動等に取り組めます。

### ⑦ 自然体験学習事業の推進

教育総務課

蔵王自然の家等における宿泊学習や宿泊農業体験等の体験学習を通し、美しい自然や豊かな環境に触れさせ、人間と環境の調和に関する学習の推進に努めます。

### ⑧ 学校を窓口とした相談支援の充実

教育総務課

自立支援相談員を複数名配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保護者、学校と連携・協力し、いじめ、不登校、問題行動等への対応に取り組みます。また、「柴田町子ども心のケアハウス」との連携を強化し、不登校で悩んでいる児童・生徒の支援にも取り組みます。

### (3) 地域における学習支援と教育環境の整備

<b>① 協働教育推進事業の推進</b>	<b>生涯学習課</b>
コーディネーターが学校とボランティア等の地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、家庭教育支援活動、地域活動、学校支援活動の三つの柱で事業を推進し、児童・生徒の学習と交流を支援します。	
<b>② 自主学習支援事業「放課後学習室」等の推進</b>	<b>教育総務課</b>
児童・生徒の学習意欲向上に向け、各小中学校において、放課後学習室や学習会、生涯学習センター等での受験力アップ学習会を開催します。	
<b>③ 未来先生等の推進</b>	<b>教育総務課</b>
「大学のあるまち柴田」の特色を活かし、教員を志す仙台大学生に年間を通して児童・生徒の授業や学習活動を支援してもらう「未来先生」の取り組みにより、学力の向上を図ります。	
<b>④ 子どもの学習支援事業の推進</b>	<b>福祉課</b>
県が実施主体となり、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、町内の施設を活用しながら、子ども達への学習支援だけでなく、対象世帯の保護者への面接等を行います。	
<b>⑤ 地域住民の学校支援活動の推進</b>	<b>教育総務課</b>
児童・生徒の安全のため、学校・家庭・地域社会・関係機関等が密接に連携・協力し、児童・生徒の登下校時間帯に交差点等を中心に子どもたちの誘導や声掛けを実施する等、子ども見守り隊等の各小中学校区における地域住民の学校支援活動を進めます。	
<b>⑥ 安全・安心な教育環境の整備</b>	<b>まちづくり政策課 教育総務課</b>
町内の保育所や幼稚園における防犯教室（イカのおすし）の実施や、警察等と通学路の合同点検を行い、児童・生徒の通学路の安全確保に取り組みます。	
<b>⑦ 防犯対策推進事業の推進</b>	<b>まちづくり政策課</b>
防犯実動隊を中心に、防犯パトロールや訪問型の防犯診断、防犯週間に合わせた啓発活動を実施します。	

## 2 子育て家庭への生活支援

各種調査結果をみると、就学援助や児童扶養手当の受給者が増加傾向となっています。また、生活に困難を抱えている家庭において様々な課題が挙げられている一方で、相談先がわからないといった意見も多くなっています。

そのため、子どもやその保護者が社会的孤立や困難な状況に置かれることのないよう、保護者の妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化及び包括的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、生活に困難を抱える世帯に対する生活の安定に資する支援や子どもの健全な育成に対する支援・居場所づくり等の取り組みを推進します。

### (1) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

#### ① 子育て世代包括支援センター事業の推進

健康推進課

子ども家庭課

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、保健センターに保健師等の専門職を配置するとともに、子育て支援センターに利用者支援専門員（保育士等）を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を連携して提供していけるよう、きめ細やかな相談支援等を行います。

#### ② 母子健康手帳・父子健康手帳の交付

健康推進課

- 母子の健康保持・増進のため、妊娠をした方を対象に母子健康手帳を交付します。また、健やかな妊娠、出産、育児ができるよう、必ず個別面接を実施し状況把握を行うとともに、代理交付者への電話相談も開始し、フォロー体制をより一層強化します。
- 妊婦の夫やパートナーを対象に父子健康手帳を交付します。妊娠期から子育て期までの父親の役割や育児に関する知識等を周知啓発に努めます。また、父親の父性を育むとともに積極的な育児参加を支援します。

#### ③ 妊婦歯科健康診査の推進

健康推進課

子どもが生まれる前の妊娠期から、歯の健康づくりのため、健康診査及び相談を行います。また、歯科健康診査の機会を設け、かかりつけ医をつくる等、母子の口腔衛生の向上に取り組めます。

#### ④ 妊産婦健康診査の推進

健康推進課

妊娠中及び産後の健康を保持し、安心して出産に臨み、子どもを産み育てることができるよう、妊娠週数に合わせた妊婦健康診査と、産後に産婦健康診査を行います。

#### ⑤ 新生児聴覚検査事業の推進

健康推進課

聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な療育を受けられるようにするために、産科医療機関で実施する新生児聴覚検査への費用助成を行います。

⑥ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業の推進	健康推進課
<p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、面談の実施やニーズに即した必要な支援になが伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施します。</p>	
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業の推進	健康推進課
<p>子どもの母親や家族が安心・安全に子育てできるよう、赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。また、必要時には、子育てサービスや専門機関につなげ、適切な支援を行います。</p>	
⑧ 乳児健康診査の推進（2か月児・8か月児）	健康推進課
<p>乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、月齢（2か月・8～9か月）に合わせて健康診査を行います。</p>	
⑨ 4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の推進	健康推進課
<p>乳幼児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、また、育児不安の軽減のため、月齢に合わせて各種健康診査や相談を行います。</p>	
⑩ 2歳児歯科健康診査の推進	健康推進課
<p>むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、歯科健康診査や相談を行います。</p>	
⑪ にこにこマンマ離乳食（教室）の開催	健康推進課
<p>乳児を養育している保護者が、子どもの健康を保持・増進できるよう、離乳食に関する教室を開催します。</p>	
⑫ 子どものための予防接種の推進	健康推進課
<p>感染の恐れのある病気にかからないよう、各種予防接種を行います。また、中学3年生に対しては、インフルエンザ予防接種費用の全額を助成します。さらに、予防接種率の向上にむけた取り組みを進めます。</p>	
<h2>（2）子どもへの生活支援の充実</h2>	
① 子ども食堂開設運営費補助事業の推進	子ども家庭課
<p>町内で子ども食堂を運営している団体に対して助成を行います。</p>	
② 食育推進計画の推進	健康推進課
<p>町内保育所・幼稚園、小中学校へ「食育通信」を配布し、家庭での食育推進の啓発を行います。また、子育てサークル、放課後児童クラブ等への健康教育を実施します。</p>	
③ 学校給食による食育の推進	教育総務課
<p>栄養教諭が町内の小中学校を訪問し、小学校では担任と連携して授業を行い、中学校では放送を活用した「食」の指導を行う等、継続的に食育活動を実施し、栄養・食生活の意識改善に努めます。</p>	
④ 児童館の運営	子ども家庭課
<p>児童の健全な育成が図れるよう、ゲーム大会や伝承遊び、ハロウィンパーティー等、活動時間や内容を工夫し、遊びと生活の場を提供します。</p>	

### ⑤ 不登校対策自立支援事業の実施

教育総務課

「心のケア」「学校復帰支援」「不登校児童生徒への学習支援」の機能を有する「子どもの心のケアハウス」を核として、また、教室で過ごすことに困難を抱える児童・生徒の居場所として「学び支援教室（ほっとルーム）」を開設し、学習支援と自立支援に努めます。

### ⑥ 柴田町子どもフェスティバル

生涯学習課

地区子ども会育成会から選出された会員で構成される子どもフェスティバル実行委員会と連携を図りながら、子どもたちの健全育成のためにイベントを実施します。

## (3) 保護者への生活支援の充実

### ① 保護者の学ぶ場の充実

生涯学習課

家庭における基本的なしつけの重要性や親としての関わり方等について、保護者が学ぶ場を提供するため、子育て中の保護者が集まる機会を活用し、各種子育て講座を開催します。

#### 【子育て・親育ち講座】

小学校就学前児童の保護者を対象に、一日入学等の時間を利用した講座を開催します。

#### 【子育て・親育ち思春期講座】

中学校入学前児童の保護者を対象に、入学説明会の時間を利用した講座を開催します。

#### 【親のみちしるべ出前講座】

子育て中の保護者を対象に、宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用した講座を開催します。

#### 【イクメン講座】

遊び体験を通じ、男性保護者同士の交流と積極的な子育て参加を促す講座を開催します。

### ② 母と子の遊びの教室の開催

健康推進課

1歳6か月児健康診査等で発達上の課題を抱えた親子に対し、フォローアップするための教室を実施します。また、子どもの様子や保護者の意向を踏まえながら、個別の課題解決を進めます。

### ③ 育児ヘルプサービス支援事業の推進

子ども家庭課

お知らせ版に年1回サービス情報を掲載します。また、母子手帳交付時に説明とチラシの配布を行います。

### ④ 養育支援訪問事業の推進

健康推進課

乳児家庭全戸訪問事業の結果、支援が必要となった方へ保健師が訪問指導を実施します。

### ⑤ 子育て支援センターの相談体制等の充実

子ども家庭課

子育て支援センターにおいて、利用者支援事業を実施し、専門知識を有する利用者支援専門員（保育士）及び補助員を各1名配置し、相談支援を行います。

### ⑥ 子育て支援ネットワーク事業の推進

子ども家庭課

子育て中の保護者が気軽に相談できる機会を設け、家庭教育の啓発や保護者同士の情報交換等の交流ができる場を提供し、保護者自らが課題を解決していく力を育むことができるよう、子育て支援ネットワーク事業の充実を図ります。

⑦ 地域における出前講座や健康相談の開催	健康推進課
<p>地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による、乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康相談等を行います。また、身近な場所で気軽に育児に関する相談や仲間づくりができるよう、子育て支援センターが実施している子育て支援活動に保健師が出向き、相談に応じます。</p>	
⑧ 乳幼児相談の充実	健康推進課
<p>保護者の育児の不安・悩みを軽減し、安心して子育てができるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。</p>	
⑨ 児童家庭相談員による相談支援の充実	子ども家庭課
<p>家庭における適正な児童の養育やその他の家庭児童福祉の向上を図るため、児童家庭相談員を1名配置し、支援が必要な家庭の相談援助を行います。</p>	
⑩ 子育て支援活動	子ども家庭課
<p>0歳から3歳児を対象に、子育て支援活動や子育てに関する知識を学ぶ講座や講演会を開催します。</p>	
⑪ 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭課
<p>子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。</p>	
⑫ 子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭課
<p>0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、また、妊産婦を対象に様々な相談に対応するために各関係機関との連携・サポート体制を整備・強化し、相談対応・支援、児童虐待防止に努めています。</p>	
<p>ヤングケアラーを含めた気になるケースについては、福祉・介護・医療・教育機関等関係機関と常に情報を共有し、必要な支援ができるよう引き続き連携を図ります。</p>	
⑬ 国際化への対応	まちづくり政策課
<p>ガイドブックや案内看板等の外国語表記や、町内在住の外国人等によるボランティア通訳の配置等、外国人にわかりやすく、優しいおもてなし体制の整備に努めるほか、外国人に向けた生活に必要な情報や災害情報の提供、相談体制の確立を図ります。</p>	

### 3 保護者等への就労支援

各種調査結果をみると、生活に困難を抱えている家庭では、非生活困難層と比べて「正規雇用」の割合が少なく、親の就労状況が改善されないケースも挙げられています。

そのため、生活に困難を抱える家庭の安定的な経済基盤の形成に向け、保護者の状況に合ったきめ細かかつ継続的な就労支援を進め、所得の増大と職業生活の安定・向上を図ります。

また、収入面のみならず、保護者が家族とゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めます。

#### (1) 保護者等の就労及び資格取得支援の充実

##### ① 就労の支援

商工観光課

就労を希望する保護者の生活の安定が図れるよう、ハローワークや仙南地域職業訓練センター等と連携し、再就職支援や ICT 研修、資格試験対策等、就労希望者のニーズに対応した就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。

##### ② 職場に必要な知識、技術取得の促進

商工観光課

就労する保護者やその職場の職業能力開発が図られるよう、仙南地域職業訓練センター等と連携し、階層別研修や技能研修、資格取得研修等、それぞれのニーズに対応した各種就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。

##### ③ 若年層の就業支援の充実

商工観光課  
生涯学習課

関係機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験学習の支援を行います。また、地域の県立高校や支援学校に通う高校生を対象に、主に町内企業の求人や事業内容等を紹介する企業情報ガイダンスを行います。

##### ④ 家庭生活や育児への男性の参画の推進

まちづくり政策課

男女が共に家庭責任を担うことができるよう、家庭における男女平等観の啓発に努めるとともに、育児休業を取得した男性の事例等について周知し、男性の育児参画を推進します。

##### ⑤ 男女共同参画社会の推進

まちづくり政策課

宮城県との共催による講座の開催や、男女共同参画情報紙等において、本町における男女共同参画に関する取り組みの周知啓発に取り組み、町民の意識高揚を図ります。

## (2) 就労に向けた支援体制の整備

### ① 地域型保育事業の推進

子ども家庭課

保護者の方の就労・疾病等の理由で、日中に家庭において保育を受けられない0歳から2歳の乳幼児を対象に、保護者に代わって保育を行います。

### ② ゆとりの育児支援事業の推進

子ども家庭課

保護者の就労形態の多様化や緊急時等に対応するため、保育所の機能を活用した一時的な保育を実施します。

### ③ ファミリー・サポート・センター事業の推進

子ども家庭課

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する仕組みを進めます。また、協力会員の加入促進広報等による事業の周知を図ります。

### ④ 延長保育

子ども家庭課

保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。

### ⑤ 放課後児童クラブ事業の推進

子ども家庭課

児童の健全な育成が図れるよう、両親が共働き等で、日中に保護者が常時留守の家庭の小学1年生から6年生を対象に、学校の放課後に遊びや指導を行います。また、子ども家庭課と教育委員会が連携し、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の一体型・連携の実施を検討します。

### ⑥ ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

子ども家庭課

病気や仕事等のため一時的に家事や育児が困難なひとり親家庭を対象に、家庭生活支援員を派遣し、日常家事等の支援を行います。

### ⑦ 放課後等デイサービス

福祉課

障害児通所支援として、就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

## 4 子育て家庭への経済的支援

各種調査結果をみると、生活に困難を抱えている家庭では現在の暮らしについて『苦しい』と感じている割合が多く、「家族が必要な衣料や食料を買えなかったことがある」家庭が非生活困難層と比べて多くなっています。また、子育てをする上で必要な支援として「子どもの教育費の軽減」が最も多くなっています。

そのため、家庭の生活状況に応じた経済的支援を提供し、各家庭の日常生活の安定から自立までの支援に取り組みます。また、庁内で保有する情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯の把握に努めます。

### (1) 各種手当・助成等の支援

#### ① 児童手当の支給

子ども家庭課

子育て家庭等における生活の安定に寄与するため、中学校終了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。

#### ② 児童扶養手当の支給

子ども家庭課

ひとり親家庭等における経済的な支援をするために、18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。

#### ③ 特別児童扶養手当の支給

子ども家庭課

20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援のため、手当を支給します。

#### ④ 母子・父子家庭への医療費助成の推進

子ども家庭課

児童の健全育成と福祉の増進にむけ、母子・父子家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会の確保に取り組みます。

#### ⑤ 子ども医療費助成事業の推進

子ども家庭課

0歳～18歳（18歳到達後最初の3月31日）までの全ての子どもに係る医療費の自己負担分を助成することにより、健康の維持・増進を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を行います。

### (2) 教育費等の負担軽減

#### ① 就学援助制度の推進

教育総務課

経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対して、町が学用品費や給食費等を一定の範囲内で援助します。

#### ② 小学校入学用品費等助成事業の推進

教育総務課

小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し、小学校入学祝金を支給します。

**③ 奨学金の貸し付け（柴田町育英会事業）****教育総務課**

経済的理由により、進学を断念せざるを得ない学生を後押しするため、貸与基準を満たす希望者に対し、定額無利子で奨学金の貸し付けを行い、進学を援助します。

**④ 高等学校等育英奨学資金の貸し付け（宮城県教育委員会の制度）****教育総務課**

宮城県内に住所を有している中学 3 年生の中で、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に進学を希望する優れた生徒の保護者であって、経済的理由により、修学に困難がある希望者に対し、奨学金の貸し付けを行います。また、支援を必要としている人に情報が届くよう、お知らせ版を活用し、事業の周知を行います。

**⑤ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸し付け****教育総務課**

経済的理由により、修学に困難がある優れた学生等で、大学・大学院・短大・高専・専修学校（専門課程）に進学する希望者に対し、奨学金の貸し付けを行います。また、家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等）による緊急採用・応急採用も行います。さらに、支援を必要としている人に情報が届くよう、お知らせ版を活用し、事業の周知を行います。

## 5 子育て家庭の支援体制の強化

各種調査結果をみると、保護者と子どもともに不安や悩みの相談先が「わからない」との意見が多く、地域や周囲とのつながりも希薄化している傾向にあります。また、支援する側では、個人情報の観点から家庭事情に踏み込むことができないため、行政や学校との情報共有を求める意見が挙げられています。

そのため、町内の各種会議や団体間のつながり等を活かして、生活に困難を抱える家庭を早期に発見し、必要な支援が行えるよう、行政、学校、関係団体・機関の情報共有・連携強化に取り組みます。

さらに、必要な支援を必要な家庭に届けられるよう、各種支援制度の周知徹底を図ります。

### (1) 関係機関との連携強化

#### ① コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進

子ども家庭課

子どもの貧困対策を推進する上で、コーディネーター（要保護児童対策地域協議会の調整機関：子ども家庭課職員）を配置し、関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担い、情報の共有や連携の強化等に取り組みます。

#### ② 要保護児童等の支援（要保護児童対策地域協議会）

子ども家庭課

関係機関と連携し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等について、個別ケース会議や代表者及び実務者会議を実施し、情報共有・支援を行います。

#### ③ 民生委員・児童委員・主任児童委員による支援

福祉課

各担当地区内のひとり親等の家庭状況により、支援を要する児童の援護や、日常生活での問題に対し相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。また、町や社会福祉協議会が実施する子育て支援事業や行事に協力します。

#### ④ 青少年のための柴田町民会議／青少年健全育成事業の推進

子ども家庭課

青少年の安全と健全育成に向けて食育事業等を実施し、組織の強化と町民への周知活動に努めます。

#### ⑤ 地域コミュニティ活動の推進

まちづくり政策課

地域が主体となった子育て環境の整備や青少年の健全育成の取り組みが促進されるよう、行政区（自治会）に対して、子ども会等への支援を行います。また、各団体のパンフレットや行事、助成金等の情報を SNS で発信するとともに、助成金申請等手続きや実践方法等のサポート、各種体験会・展示会等を実施します。

#### ⑥ 学校運営協議会、学校支援ボランティアの活用

教育総務課

学校運営協議会委員の意見を活かした学校運営や地域人材（学校支援ボランティア）を活用し、子どもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを行います。

## (2) 情報発信の強化

### ① 広報媒体を活用した情報提供の充実

全課

(子ども家庭課)

関係部署や関係機関等との連携を図り、「広報しばた」や「広報しばた・お知らせ版」に子どもの貧困対策に関する取り組みや関連情報の掲載を行います。

### ② 子育て支援アプリ

子ども家庭課

健康推進課

母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう子育て支援アプリを導入し、乳幼児健診・相談事業について日程等きめ細かで、かつ迅速な情報の配信を行います。

# 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の周知

本計画の内容については、計画書や概要版を関係機関等に配布します。

また、町の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用した情報提供とともに、様々な活動の現場や家庭への訪問機会の場を活用した周知活動を行い、幅広い町民の理解促進を図ります。

## 2 計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健、医療等の様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関等との横断的な連携を図り、本計画を推進します。

## 3 計画の進捗管理

計画の進捗管理においては、PDCA サイクルを活用し、各施策の成果や改善点を明らかにしていく等、今後の施策の充実を図ります。

また、「柴田町子ども・子育て会議」における意見を踏まえるとともに、庁内においても、計画の推進に関わる事業の点検・評価・改善等を行います。

【PDCA サイクルのイメージ】



# 資料編

## 1 計画策定の経過

年 月 日	内 容	備考
令和4年 8月29日～9月20日	子どもの生活に関するアンケート調査の実施	・保護者アンケート ・児童・生徒アンケート
9月13日～11月30日	関係機関等アンケート調査の実施	・関係機関・団体へのアンケート
令和5年 1月30日	柴田町子ども・子育て会議の開催	・第2期子どもの貧困対策整備 計画（計画素案）について
2月13日～3月14日	パブリックコメントの実施	意見7件(1名)
3月17日	柴田町子ども・子育て会議の開催	・パブリックコメントの結果報告 ・第2期子どもの貧困対策整備 計画（計画案）の承認
令和5年3月	柴田町第2期子どもの未来応援プラン～第2期子どもの貧困対策整備計画～の策定	

## 2 柴田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。  
(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年柴田町条例第 47 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

【柴田町子ども・子育て会議委員名簿】(敬称略)

(令和 4 年 7 月 1 日現在)

	氏 名	役職・団体名	構 成
1号委員	佐藤 江理佳	育児サークル(さくらんぼう)	子ども保護者 (未満児)
	戸塚 千春	保育所保護者(槻木保育所)	子ども保護者 (保育所)
	畑山 香織	幼稚園保護者(浄心幼稚園)	子ども保護者 (幼稚園)
	村上 祐美	小学校保護者(船迫放課後児童クラブ)	子ども保護者 (小学校)
2号委員	伊藤 誠	たんぽぽ幼稚園・第二たんぽぽ幼稚園長 (私立幼稚園)	事業に従事する者
	加藤 久美子	小規模保育園 どれみ園長 (地域型保育事業者)	事業に従事する者
	二階堂 明美	船岡保育所長(保育所)	事業に従事する者
3号委員	児玉 芳江	NPO等子育て支援に関わる団体 (NPO法人 しばた子育て支援ゆるりん)	学識経験者
	大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会	学識経験者
	武田 則男	元 船岡小学校長・柴田町教育相談員 (町内小中学校教育関係経験者)	学識経験者

第2期 柴田町  
子どもの未来応援プラン  
～子どもの貧困対策整備計画～

発行：柴田町 子ども家庭課

TEL：0224-55-2115

FAX：0224-55-4172

発行年月：令和5年3月

